

通海撰『五社講式』の翻刻と紹介

—「金剛輪院鎮守五社」の成立と満濟をめぐる—

松本郁代

はじめに

本稿で紹介する醍醐寺所蔵の『五社講式』は、醍醐寺金剛輪院の五社明神を讃嘆する講式文である¹。作者を示唆する情報のある奥書や識語はない。式文は天照皇大神宮・八幡大菩薩・春日四所靈廟・天満大自在天神・清瀧権現の五段からなり、各段の末には漢訳經典の五言や七言の伽陀と礼拝が記されている。法会の中では、講式声明という特殊な旋律で読誦された。本稿は『五社講式』を翻刻・紹介することにより、金剛輪院における五社明神の意味を捉え、また作者に想定される通海の神仏思想を分析するための手掛かりとしたい。その前提として、まず、満濟（一三七八〜一四三五）と醍醐寺金剛輪院五社との関係について考察する必要がある。

『満濟准后日記』（以下『満濟』と称す）には、醍醐寺金剛輪院で五社講や五社法楽などを営んだ記録が残る。本稿で『五社講式』の作者を通海であると想定するのは、前稿で紹介した通海撰の『清瀧権現講式』（永仁五年成立）に『五社講式』の式文の一部が引用されている点と、『満濟』永享三年（一四三一）三月十八日条に「金剛輪院五社講如常、式通海僧正作³」と、満濟が「通海僧正作」の『五社講式』について記している点から導き出し

たものである。この点についてもあわせて検証していく。

五社明神を祀る醍醐寺金剛輪院は、通海（一二三四〜一三〇五）による創建とする説もあるが⁴、それを証する直接の史料は残されていない。通海は、正嘉元年（一二五七）九月六日遍智院で憲深の具支灌頂に入壇した。当時は宗円律師と称していたが、同年十二月には通海と改名した⁵。通海の師となる定済（一二二〇〜一二八二）は、建長七年（一二五五）十一月六日に三十五才で憲深（一一九二〜一二六三）の具支灌頂に入壇し、正嘉元年（一二五七）六月、醍醐寺座主に補任されている。通海は、定済から文永四年（一二六七）三月二十日宝池院で伝法灌頂を伝授され、三宝院流の定済方に連なる僧侶となる⁷。定済は師の憲深から三宝院の坊舎と院領を譲与されるが⁸、自ら創建した宝池院を住持の場としていた⁹。なお、憲深以降、三宝院流の正嫡をめぐる定済方（宝池院）と憲深方（報恩院）が競合関係となるが、その後、伏見天皇院宣によって憲深方が正嫡と認められ¹⁰、その認識が満濟の時期にまで継続していた点は、先学の指摘される通りである¹¹。

満濟は、永享年間に金剛輪院に会所や厨子所を整備しているが¹²、何故、満濟は金剛輪院五社明神を対象とした「通海僧正作」の『五社講式』に言及したのであろうか。通海は、大中臣氏祭主家を出自とし、醍醐寺三宝院流（定済方）に属す僧侶として、神道界と仏教界につながる独自の神明思想を醸成していたと思われる¹³。通海は『太神宮参詣記』（以下『参詣記』と称す）以外に目立った著作が知られていないため、「蒙古襲来」の際に法楽舎で異国御祈に尽くした僧侶としての印象が強い。しかし、通海の属性にかかわる組織や人脈が、神宮近傍に法楽舎を創建し異国御祈を可能にしたり¹⁴、その成果を『参詣記』に撰述したこと、通海がどのような方針や戦略をもって撰述したのかについては、別の問題である。

小嶋鉦作氏は、通海の事跡として、大神宮法楽寺の中興と法楽舎の設立、風社の宮号宣下と造宮、龜山上皇によ

る神宮祈願、金剛輪院の鎮守五社明神に関する事跡を挙げられている¹⁵。通海と五社の関係を初めて指摘したのは小嶋氏であるが、その目的を「仏道による神明に対する純粹の奉仕、すなわち法樂それ自身の体現に外ならなかった」（一五〇頁）ことに帰結させ、通海自身による宗教実践の結果と解釈している。通海の事跡を、出自や組織を度外視した一個人の行為に捉えるならば、「君のために勤王の忠節」（一五一頁）という評価も可能であるが、通海は定済方の勢力が弱体化した頃に醍醐寺座主を所望し、定済方の復権に挑んだ側面もある。通海の伊勢や大陸（異国）に対する思想は、三宝院流嫡流の憲深方とは異なる立場から捉える試みがあったのではないか。「蒙古襲来」にみる歴史的外圧は、宗教界における国家や社会の全体像を捉え返す契機となる。通海は大陸に対峙する神明を仏法である法会の対象として解釈し、社会の安定や正常化を目指した点についても、今後、通海の撰述を通じて考察する必要がある。

以上の問題意識により、本稿では、醍醐寺所蔵の『五社講式』の翻刻と紹介を中心に行う。まずは、醍醐寺金剛輪院五社と満濟、「通海僧正作」の『五社講式』と満濟との関係について考察し、通海が構想した神仏関係を分析する手掛かりとしたい。

第一章 醍醐寺金剛輪院と法身院の五社について

第一節 通海と五社講

本節では通海と五社講の関係について考察する。義演撰述の『醍醐寺新要録』巻第十二「金剛輪院篇」には「五

社勸請事」の項目がある。しかし内容の記載はなく、「同遷宮事」の項目に「光超記云、正中二年五月十八日、金剛輪院五社宮々遷、理趣三昧（如説行道アリ）、供養法岳西院、表白在之」（以下、活字史料の引用に際して二行割注部はへ）で示し、改行を／で示す）とあることから、正中二年（一三二五）五月に遷宮されたことがわかる。「光超記」とは、声明の法流を形成する岳西院光超の記録である。『醍醐寺新要録』には、清瀧宮の供養や祈雨、山下八幡宮遷宮など南北朝時代の法会に関する典拠として、この「光超記」が度々引用されている。

次章で紹介する『五社講式』式文によると、この「五社」とは、天照皇大神宮・八幡大菩薩・春日四所靈廟・天満大自在天神・清瀧権現の五明社神を指す。『五社講式』冒頭の表白文には、

方今始^ニ自^三嘉元第二^ノ之夏^ニ、殊設^ニ毎月十八日會^一、成^ニ一^ノ結衆議^一、展^ニ五段之講席^一、或伶倫^ハ之調^ニ絃管^一、或^ハ有^リ緇素之獻^{スル}詩詞^一、或^ハ又有^リ法用伽陀之唱聲^一、或^ハ只有^リ三與善^{スル}縁結^ノ之合掌^一、皆是^レ伸^ニ面々懇誠^一、互^ニ以思^ハ各々之薰修^一、蓋讚^ニ五社之靈德^一、奉^テ祈^リ一朝之寶祚^一、專擬^ニ二心之丹露^一、遙期^ニ三會之素暁^一而已、（23）¹⁸⁾

と、五社講が嘉元二年（一三〇四）夏から毎月十八日に設けられたとあるため、この頃から五社講が営まれたと考えられる。

式文によると、五社講の会場では、一結衆議を成して五段の講席が展えられ、「伶倫」（樂人）による絃管の調べ、「緇素」（僧侶と俗人）が奉納する詩歌、「法用伽陀之唱声」や「與善」する「結縁之合掌」があり、皆これら一人一人の「懇誠」を伸べるのであり、互にそのように各々の「薰修」を思うのだとする。そして、五社講の目

的については、「五社之靈徳」を讃え、「一朝」の「宝祚」（皇位）を祈り、ただただ「一心」（概念や差別のない平等の世界、真如）の「丹露」（日が初めて出る時の露）に擬して、遙かに「三会之素暁」を期すとあり、兜率天から弥勒菩薩の登場を待つ普遍的な願いが表わされた。

一方、金剛輪院に五社明神が勧請された時期は不明である。このような前提のもと、以下、通海と五社講の関係について考察していく。まずは、通海と五社講との関わりを考える上で、通海入滅の時期について改めて明確にしておきたい。次に示す『十帖鈔』第九・第十には、通海入滅の時期を示す識語がある¹⁹⁾。『十帖鈔』とは通海の口決を通海弟子の定什が書き写したものである（以下、史料引用に際する傍線は引用者による）。

右口決者、去永仁五年^{西潤}十月廿日、於^三宝院^自遂^入壇^{以来}、至^{嘉元三年十二月五日}^刻、首尾九ヶ年之間、奉^習之^處口決也、抑師云、此中^極大事等多有^之、細々事者非^制ノ限^於大事者、弟子一人之外曾以不^可授^之、若背^此旨者、金剛天等可^加給照罰者也云々、金剛仏子定什判

此十帖鈔者、金剛輪院僧正通海之資定什受^彼口説、委細所^被記置^也、尤當流之骨目事相之明神也、勿^令披露^耳、于^時慶長第八之曆仲冬上旬之候、以^後遍智院准后御自筆^{證本}、不^交他筆^書写功了、但今度全部五帖^{二帖}縮^之了、座主准^{三宮}（花押）

右識語には、永仁五年（一二九七）閏十月二十日²⁰⁾、三宝院に入壇した定什が通海入滅前まで九年に亘り習した口決であると説明され、通海の入滅を嘉元三年（一三〇五）十二月五日と明記している²¹⁾。

通海の口伝を伝受し記録した定什は、遍智院宮聖雲（一二七一〜一三一四）の資である定聴の弟子でもある²²⁾。

聖雲法親王は亀山院皇子であり、神宮御祈以来の通海と亀山院との関係が続いていることを物語っている³³。定什は、通海から口伝のほか、正安二年（一三〇〇）六月四日、三宝院で校合した『秘鈔』第十五「太元」、同五月二十六日に『秘鈔』第四「孔雀経」、同五月二十七日には通海自筆の『秘鈔』第五「請雨経」を伝受し、通海が亡くなる年の嘉元三年の二月二十四日と二十七日には、金剛輪院で如法愛染王の口伝と愛染護摩、『秘鈔』第三と「両護摩五大尊十二天等口決二帖」を伝受していた³⁴。

定什が記した『十帖鈔』は通海最期に至るまでの口伝であり、通海の教学活動を知る上で重要な聖教となるが、義演が『定什記』として『醍醐寺新要録』に引用するほか、その存在はほとんど知られていない。識語には、慶長八年（一六〇三）に、当時の醍醐寺座主で三宝院門跡の義演（一五五八〜一六二六）が、將軍義持猶子の義賢（一三九九〜一四六八）の自筆本を書写し、五帖に縮めたとある。これは、現存する『十帖鈔』が二帖ごとに綴じられ全五冊となっている点と合致している。

応永二十三年（一四一六）九月三十日付「法務前大僧正超濟置文」によると、「妙法院方大事」として「定什法印筆」を含む聖教が伝授されているため³⁵、この『十帖鈔』を満濟も手にした可能性がある。義演が通海の口伝を写した意味についても考察すべきであるが、ここでは、『十帖鈔』の識語から、嘉元二年（一三〇四）三月に始められた五社講が、通海の晩年に始められた法会であった点を確認しておく。

次章で翻刻・紹介する『五社講式』を通海の撰述として解釈するのは、「はじめに」でも紹介したが、『満濟』永享三年（一四三一）三月十八日条に「金剛輪院五社講如常、式通海僧正作」と記されていることによる。この一文が、通海と『五社講式』を直接結び付けるものとなるため、満濟と五社講の関係については次節で追究していく。また、前稿で紹介した通海撰述の『清灌権現講式』式文の一部が、『五社講式』にそのまま引用されているこ

とについては、すでに指摘した²⁶。

通海の生存期とかさなる本文の記述としては、五社講が始められた嘉元二年のほか、『五社講式』第一段「天照皇太神宮」の式文に、伊勢に天照が鎮座し「皇帝祖宗」となり、歴代の天皇の名が列挙される叙述にみるこゝろがでる。

次依^{ニテ}神宣^ニ、鎮^{シツル}齋宮^ニ於伊勢國神道山^ニ、尋^ハ其本地^ニ、即大日如来出^テ南天^ニ説^ク三密教^ニ、論^シ其垂跡^ニ、又皇
帝祖宗^{ナリ}、在^テ東垂^ニ守^ル十善法^ニ、依^テ之^ニ仁明清和醍醐白河堀河鳥羽後^ヨ白河後嵯峨法^ニ帝、嘉元上
皇、殊^{ニテ}於^テ神宮供味^ニ、増^ス神威^ニ矣、(38〜43)

すなわち、「神宣」により「齋宮」を伊勢国神路山に鎮めた。その本地を尋ねれば、大日如来が「南天」(南天竺)を出て「三密教」を説き、その「垂迹」を論じれば、また「皇帝祖宗」(天照大神)であり、「東垂」(東方のはて)に在って「十善法」(不殺生・不偷盗・不邪淫・不邪見・不妄語・不両舌・不悪口・不綺語・不貪欲・不偷盗)を守っているのだという。そのため、「仁明」から「嘉元上皇」の「神宮供味」においては「神威」を増すのだとある。

この「嘉元上皇」とは亀山院を指すが²⁷、嘉元三年(一三〇五)九月十九日に崩御している。通海も同年十二月に亡くなっている。亀山院と通海の没年から五社講の成立を嘉元二年前後に捉えると、式文の本文全てが完成した成立期の下限を嘉元三年九月に限定できる。また、先に示した式文冒頭の表白文は、五段式文の内容が出来上がった後に追加されたと思われる。

先述したとおり、『五社講式』第五段「清瀧権現」の式文には、通海撰『清瀧権現講式』からの引用がある。もちろん、通海以外の僧侶が引用する可能性も想定できるが、通海の『清瀧権現講式』は写本の残存状況からそれほど寺家内に広がっておらず、通海自身による引用と考えるのが妥当であると考えられる。

また、『五社講式』と『清瀧権現講式』の第五段末の神分願文にあたる次の式文にも、思想的な共通性を見出すことができる。

『五社講式』(160～163)

加^ノ之^ノ神^ノ兵^ノ振^テ威^ヲ、降^コ伏^シ殊^ノ俗^ノ之^ノ狼^ノ心^ヲ、佛^ノ呈^シ德^ヲ増^シ長^シ明^ノ王^ノ之^ノ鴻^ノ化^ヲ、國^ノ土^ノ泰^シ平^ヲ、稼^カ穡^ノ豊^ク、穰^シ穰^ヲ、兼^テ復^シ愍^ミ憫^ム之^ヲ結^シ衆^ヲ隨^フ喜^ブ之^ヲ等^シ侶^ト、預^リ神^ノ明^ノ佛^ノ陀^ノ之^ノ擁^ニ護^ニ、歸^{セン}現^ニ世^ニ當^ニ生^ニ之^ノ願^ヲ望^ム、

『清瀧権現講式』

加^ヘ神^ノ兵^ノ於^テ夷^ノ洛^ク、致^シ鎮^ヲ護^ヲ於^テ皇^ノ朝^ニ、惟^イ馨^ク之^ノ德^ヲ无^ク疑^ヒ、不^レ順^ノ之^ノ徒^ノ皈^ニ、德^ヲ、鳳^ノ曆^ノ年^ノ永^ク、鴻^ノ祚^ノ運^ノ遙^ク、又^タ爪^ノ牙^ノ之^ノ任^ニ春^ノ秋^ニ无^ク、疆^ヲ、羽^ノ翼^ノ之^ノ吏^ノ壽^ノ算^ノ不^レ限^ニ、玉^ノ燭^ノ克^ク調^ハ、稼^カ穡^ノ豊^ク穰^ク矣[、]

ともに五段末尾にある講会の目的を述べた重要な箇所でもある。傍線部の「神兵」とは神明の加護ある兵のことである。神兵が「威」を振るい、「殊俗」（風俗の違う異国）³⁰の「狼心」を「降伏」（相手の自信を砕き信服させる）し、「仏」の「徳」が次第に増し、「明王」（聖王）の「鴻化」（善政）を呈すことにより、国土泰平、稼穡（農業）豊穰を願う、というものである。これは、仏法による護国思想である。また、「神明仏陀之擁護」に預かることが

(三世のうちの)「現世」と「当世」(現在の世)の願望に帰することなのだとする。いわば、仏教的世界観にある「現世」と日常時間の「当世」という二重の時空間を前提に、「神明」と「仏陀」の存在を配置させ、相補的な神仏関係を説明している。そして『清瀧権現講式』から引用した一文にも同様の思想を読み取ることができる。

これらは、仏の「徳」が国王を導き統治を強化するという、「殊俗帰風」の徳治思想でもある。『清瀧権現講式』では明らかに文永・弘安の役における「異国」の元軍を帰属させる「神兵」としてであり、その目的は「皇朝」の「鎮護」のためであった。本稿で紹介する『五社講式』は元軍の再来に危機感を持ちながらも、各式文では、五社明神の鎮座から本地、天皇との神話的な関わり、醍醐寺との関わりを讃える講式となっている。

先に示した「神兵」以外に対戦的な式文は、第三段「天満大自在天神」に天神本地の観音菩薩を讃嘆する次の一文である(107～113)。

観自在尊功^ノ能^ハ 一^ハ十一^ハ一^ハ面^ニ、是^レ勝^レ十六^ハ万^ハ餘^ハ眷^ノ属^ニ加^ヘ三^ハ兵^ノ威^ニ、征^レ伐^シ異^ノ賊^ニ、一^ハ千^ハ八^ハ遍^ノ神^ノ兜^ニ助^ニ武^ノ功^ニ、降^レ伏^ス他^ノ敵^ニ、世^ノ界^ノ何^レ世^ノ界^ノ不^レ三^ハ廻^ニ、眸^ニ一^ハ、日^ノ白^ノ鑿^ノ察^有憑^ニ國^ノ土^ニ、何^レ國^ノ土^ノ不^レ三^ハ現^ニ身^ニ、種^ノ種^ノ災^ノ患^ノ悉^ク滅^ス、就^中一^ハ嗜^ニ文^ノ筆^者、殊^ニ憑^ニ其^ノ恩^ニ、患^{フル}虚^ノ詐^ノ之^者立^モ歸^ニ其^ノ實^ニ、時^キ災^ノ害^ノ國^ノ之^病患^無三^ハ非^ニ其^ノ照^見、無^ニ非^ニ其^ノ管^領、是^レ則^ニ觀^音薩^埵之^化現^ニ、

天神の本地仏である観音が「十六万餘眷属」により「兵威」を加えることで、「異賊」を「征伐」し、「他敵」を「降伏」するのだという。さらに、国土における「災患」を滅し、「虚詐」を実に帰し、「災害」や「病患」までも担当するとある。天神本地である十一面観音の効能と菅原道真の伝承を踏まえ、対外的な戦に対峙し、不正

を糺す神に天神を位置づけている³²。元軍に対する危機感のもと、敵を降伏する天神が説かれたと考えられる³³。今のところ、『五社講式』は複数の写本が残されているが、本文の異同に大きく変わるところはない。『清瀧権現講式』の場合、同じタイトルで全く異なる内容からなる同名異本の講式文が数本残されていたが、『五社講式』に関しては次章で紹介する諸本の内容のみと考えて良いと思われる。

第二節 満濟と五社の関係について

(1) 法身院と金剛輪院における「五社」

前節では、満濟が「金剛輪院五社講如」常、式通海僧正作」(『満濟』永享三年三月十八日条)と記した点について指摘したが、何故、満濟は通海作とする『五社講式』に注意したのであるうか。本節では、満濟と五社との関係について考察していく。

【表1】は『満濟』に記載された「五社」に関連する記事をまとめたものである。記事からわかるのは、この時期の「五社」が醍醐寺内の金剛輪院のほかにも祀られていた点である。【表1】「五社呼称」に引用した「五社安樂院」「五社天神堂」「法身院五社天神堂」の地理的な位置は、先学の指摘によれば、内裏周辺(東洞院土御門)の永嘉門院御所跡に位置した法身院(「京門跡」)の敷地であると考えられている³⁴。

法身院は、満濟が応永二年(一三九五)に移住し、洛中における満濟の政治的拠点であった。そして、同三十一年(一四二四)までは越年して元旦行事を行った居所でもあった³⁵。法身院には宗教施設が備えられていたほか、幕府や朝廷の要人が立ち寄るなど、明応二年(一四九三)四月に焼失するまで、醍醐寺三宝院の出先機関として機

能していた³⁶。

『満濟』には、「五社」とともに、「安楽院」か「天神堂」の表記がセットで「両社」と表わされている。応永二十八年（一四二一）以降、「安楽院」ではなく「天神堂」と表記が変化するが、「五社」とセットで「両社」と表現される点は変わらない。法身院の実態について考察された服部幸子氏によると³⁷、この「天神堂」は、法身院の組織であり、所在はその敷地内にあった鎮守堂であるという。

法身院の天神堂に関しては、足利將軍家による天神講と天神堂の場の変遷を考察した三島暁子氏の論がある³⁸。氏によると、この安楽院（天神堂）で営まれた天神講は、もともと足利尊氏が自邸に祀った天神社での天神講に始まる。毎月二十五日の天神縁日に行われ、管絃講（声明と雅楽の合奏、講式各段の付属する伽陀の読誦に合わせた奏樂が伴うもの）や舞樂が付されることもあった。地下樂人の輔佐により、伽陀の読誦に合わせて足利尊氏が笙を、直義も簾中で箏を奏すなどして、樂を奉納していたという。

しかし、貞和五年（一三四九）三月十四日の尊氏邸焼亡と再建を契機に³⁹、將軍邸と至近距離にあった「賢俊宿所」に天神堂が遷された⁴⁰。その場所というのが、当時整備過程にあったのちの法身院であり、そこに「將軍家天神講」も移されたと推測している。また、天神講の名称もそれまでの「將軍（家）天神講」から、尊氏邸焼亡以降は「土御門天神講」「三宝院天神講」に変化しているため、將軍家から法身院に天神講の場所が移行した説を補強するものとされる。

服部氏と三島氏の説のいずれも天神堂（安楽院）の所在を法身院と示唆するが、「両社」として同所に祀られていたであろう「五社」の起源や、五社と天神堂（安楽院）との関係については、史料的な限界もあり不明な点がある。

【表1】『満濟准后日記』にみる「五社」の事例

年	西暦	月日	五社所在	五社呼称	形式	内容	本文
応永20	1413	正月1日	法身院	五社安樂院	法楽	—	五社 安樂院入堂等如例、法楽、心経、鑄杖、秘鍵、戌刻不動蓮華開白、 清瀧宮 法楽、仁王經一部、 祇園 法施施籠一卷并心経七卷、為除万民疾痛難也、三ヶ日動了軍令法施、毎年儀也、二星合御不、於竹泉御供在之、 五社 講式或御院法印、頃私奉法印、散化理中院法印、梵音定盛法印、鑄杖光永〔 〕如陀〔 〕、
		8月21日	—	—	講	五社講	心経七卷・秘鍵一卷読誦、 祇園 法施、為除万民疾痛難也、 五社 安樂院入堂、法施隨意、仁王經一部読誦、 清瀧 ・ 長尾 ・ 八幡 等法施、伽藍安提入法樂衆一天泰平四海國豊饒祈念簡要之、 西社 入堂、法施隨意、大略秘鍵仁王經等也、 祇園 法施秘鍵、 本寺鎮守 〔参 清瀧 〕法施仁王經、凡此等儀毎年一七日間不闕法則也、
応永21	1414	正月1日	法身院	五社安樂院	法施	仁王經読誦	西社 入堂如恒年、法施隨意、 祇園 法施心経秘鍵一七日、毎年之儀也、 清瀧 法施仁王經読誦、秘鍵一卷読誦、 清瀧 法施仁王經一卷等、如例年、
応永22	1415	正月1日	法身院	同社	法施	仁王經読誦	西社 入堂、並 祇園 法施、秘鍵一卷読誦、 清瀧 法施仁王經一卷等、如例年、
応永23	1416	正月1日	法身院	同社	法施	仁王經読誦	西社 入堂、並 祇園 法施、秘鍵一卷読誦、 清瀧 法施仁王經一卷等、如例年、
応永24	1417	正月1日	法身院	同社	法施	仁王經読誦	西社 入堂、並 祇園 法施、秘鍵一卷読誦、 清瀧 法施仁王經一卷等、如例年、
応永25	1418	正月1日	法身院	五社安樂院	法施	仁王經読誦	五社 安樂院後門社入堂、次神法施并仁王經等読誦、 祇園 法施心経七卷・秘鍵一卷、七日〔 〕万人疾疫〔 〕念、年々儀如此、
応永26	1419	正月1日	法身院	同社	法施	読誦	節供以後御西社〔 口院 ・ 口社 〕入堂、次諸神法施、読誦、 祇園 法楽秘鍵等、如恒年、
応永28	1421	9月18日	金剛輪院	金院五社	講	〔 〕読誦	西社 参詣〔 五社 〕・ 天神 堂等如毎年、一七日社参法施同前口 園 社法〔 〕経同読誦、(一七日)、
		正月1日	法身院	同社	参詣 法施	〔 〕読誦 講	天神 堂御供玉講奉備之、經衆三人、導師一人、 五社 御供仁王講同口、凡每年之儀、自当年始之、
応永29	1422	正月1日	法身院	同社	法施	仁王經	西社 天祥聖(西社)参詣、各講秘鍵、經衆三人、導師一人、 五社 御供仁王經一部、
応永30	1423	正月1日	法身院	五社天神堂	法楽 法施	仁王經	五社 天祥聖(西社)参詣、各講秘鍵、經衆三人、導師一人、 五社 御供仁王經一部、但依時不同、後後二相繼又宣也、次諸神法施心経等、 伊勢 ・ 八幡 ・ 春日 ・ 稻荷 ・ 祇園 ・ 清瀧 同・ 長尾 ・ 天神 ・ 五 (御)・ 靈 ・ 北野 ・ 岩 (石)・ 上 ・ 神泉苑 等也、各心経等勝々々二等法施之、於 春日大明神 (ノ)三十願讀之、法施之也、次仁王經一部読誦、終(別々)而 八幡 ・ 清瀧 ・ 天神 等二法施、次心経七卷秘鍵一卷読之、 祇園 (二)奉法施、上下万民息災安穏、殊疾疫難消除之儀祈念、殊起悲愍心ヲ、能々可祈念者也、 西社 五社 天神 堂参詣、各仁王經一部奉法施了、仁王經一部 八幡 法施、同經一部 清瀧 法施讀誦之、
応永32	1425	正月1日	金剛輪院	五社	法施	導勝タラニ 各本地咒語	子席金院後門社御供行在之、(中略)次 五社 法施等心経導勝タラニ各本地咒等讀之、
		正月6日	(法身院)	五社	法楽 御供	奉備	五社 法楽等年始折壽也、 五社 御供(同)奉備之、

松本 通海撰『五社講式』の翻刻と紹介―「金剛輪院鎮守五社」の成立と満濟をめぐる―

応永33	1426	正月1日	法身院	五社	参詣 法施	—	—	次金剛輪院課題三昧行之如常、宝篋院及子ノ次二阿弥陀大咒七反、次慈敬咒廿一反恒式也、次心經七卷為 五社 法業当年新慶也、今日如此可奉齋由同仰付了、(中略)次講經、先仁王經一巻、 伊勢・八幡・春日・天神・清瀧・稲荷・祇園・五(御)靈・賀茂・今宮・平野・北野・石上・神樂國(勢)・梅宮・松尾・六条八幡 等二各相神名法施之、天下安全万民快樂由祈念之、次秘鍵一巻奉誦之、先心經七卷、次秘鍵也、一向 祇園 法施也、自上一人下至万民候授靈無之安福快樂由致心祈念、此等ノ每事恒式法施也、
		正月18日	(金剛輪院)	五社	御供 講	—	—	五社 講如常、但年始之間御供調進之、可為恒例之儀由仰會了、
		2月8日	金剛輪院	五社	御供	—	—	今日於金剛輪院彼岸中舍利講始行、法華每日一巻誦讀、同音、次舍利講供養法式也、壇上安舍利塔、前菓子等六合供之、此等ノ皆安委任役也、 五社 御供并備同庄役也、
		6月18日	金剛輪院	五社	法業 御供	論義講	—	今日於 五社 法業論義講同初行之、講師大納言法眼宗深、問者中將了才了頼運、詰義金剛王院僧正房仲、問題法身毀法自宗不共敷事、於六大有深深敷事、(中略) 五社 御供調進之、為安庄役沙汰之了、
		7月18日	金剛輪院	五社	法業	論義講	—	五社 法業論義在之、講師亮諭、問者隆濟阿彌梨、初度也、問題即身成仏自宗不共事而部大經結集者事也、詰義金剛王院僧正并宗強僧正等也、子又少々口入、私憲法印同前、
		8月22日	(金剛輪院)	五社	御供	—	—	五社 御供今日奉備之、凡今日所作式以下至講舞也々、
		正月11日	法身院	五社天神堂	折禱	仁王講	—	今日於 五社 天神堂仁王講行之、今日渡御祈禱也、而社各三人、
		6月18日	金剛輪院	五社	講式	論義延引 論義講	—	今日 五社 講如常、論義延引、
		7月29日	金剛輪院	五社	法業	臨時	—	今日於 五社 法業論義臨時行之、講師宗海僧正、問者房仲僧正、字室地院斎藤、問題齋悉大師御相承敷事、地前二立三句敷事、如形少布施等在之、
		正長2	1429	正月1日	金剛輪院	金剛輪院 鎮守五社	五所御供	—
6月5日	金剛輪院			五社	—	—	今日御供奉備所々事、 長尾社 (当年始) 金剛輪院 鎮守 五社 (去年以來也)、本寺大師導師、(去年以來)、此專用御悉自行務方下行之了、	
正月1日	金剛輪院			金剛輪院五社	御供	—	清瀧宮、 長尾 面社御供伸榮、并仁王講、各請僧五人、布施如形、当院 五社 御供并仁王講僧衆五人同前、可為每年儀也、	
9月5日	金剛輪院			当院五社	御供	仁王講	—	五社 參照、重衣、出世者召具之、西雨院法眼同供養、秘鍵誦了、
永享2	1430	正月6日	法身院	五社	(参詣)	秘鍵誦読	清瀧宮、 長尾 面社二仁王講修之、經衆各三人、今日折禱也、於法身院 五社 天神堂、仁王講修之、經衆子御同前、	
		正月11日	法身院	法身院 五社天神堂	折禱	仁王講	—	

永享3	1431	2月20日	(此門跡)	五社	法楽	仁王講	於清瀧宮、長尾高社仁王講始行之、明日無事為祈禱也、各三口講之、於此門跡仁王講在之、 五社 法楽口数以下同前
		3月18日	金剛輪院	両社(天神堂、五社)	講	—	金剛輪院 五社 講如常、式通遊僧工作、
		10月24日	法身院	当院鎮守五社	御供	—	於法身院両社(天神堂、 五社)仁王經各一部奉誦了、
永享4	1432	正月1日	金剛輪院	社	御供	—	大師尊御御清進供禱進之、近年別願也、 当院鎮守五社 御供又同前(金剛輪院事也)清瀧宮御供、元來為寺務沙汰之勿論也、
		正月2日	金剛輪院	当院五社	御供	—	御供事、念々可被如下云々、可為每年之儀由申付了、 長尾 御供事同前、 当院五社 御供三ヶ日并備事同前、此等用脚或自理性院(清瀧)、或自行務方下行之、(長尾、 五社)
		正月3日	法身院	五社	参詣	—	五社 参詣、
		2月17日	金剛輪院	五社	法楽	仁王講	於金剛輪院仁王講行之、導師弘蒙法印、(重衣)、經衆五人獻、為 五社 法楽、若公御願也、
		5月18日	金剛輪院	五社	御供	五社講 御産御祈	自今日限五ヶ日 五社 講始行之、毎日御供奉備之、御産御祈也、
永享5	1433	正月3日	金剛輪院	五社	御供	—	清瀧御供、 長尾 、御影堂、 当院 (金剛輪院) 五社 等御供如近年致其沙汰了、以山科御米悉下行之、奉行行務法儀、但清瀧每年為寺務沙汰之、公御役也、仍條之了、(中略)次談譯、仁王經一部、 天照太神 、 殊人權大菩薩 、 春日 、 天神 、 清瀧 以下法施、心經七卷、秘鍵祇園社法施、上自一人下至万民無疾疫進、豊災安穩由祈念、
		正月12日	法身院	五社	参詣	—	清瀧宮・ 長尾 ・ 五社 御供三ヶ日如去年定置供了、行務奉行之、
		正月27日	法身院	五社	法楽	仁王講	五社 参詣依不例延引、今日参詣了、
永享6	1434	正月1日	金剛輪院	五社	神供	—	仁王講勤修、經衆六人(此内導師)、布施以下如常、納所下行、不断遊舞中而重勤行殊沙汰之、 五社 法楽也、
		正月2日	法身院	五社	参詣 法施	秘鍵	為 五社 法楽仁王經読誦、導師弘蒙法印、經衆五人、布施自納所下行、
		正月5日	法身院	五社	参詣	—	清瀧宮・ 長尾 ・御影堂・ 五社 神供任近年例申付了、向所御奉同前、 山上清瀧宮 御供并仁王講、如去年申付了、山務法印奉行了、下行両社御供山科年貢内佳儀也、御影堂同前、御神柔用御自理性院下知了、自今日禮所行法事、円并僧都令参住沙汰之、承仕節向祇園事等、自日冬申付了、
永享7	1435	正月5日	法身院	五社	参詣	—	次 五社 参詣、(秘鍵法施)、 五社 御供朔日計供之云々、将置御出初、速御音領、如例年云々、珍重々々、
							五社 入室、直親七帖架梁、聊此拜参詣何神應歟、無相違門、当年初此舉ニテ参詣了、 聖天神 供又同前、

補注：本表は『寛政准后日記』(『続群書類従』補遺一、『寛政准后日記』上下、続群書類従完成会、1955)の記述をもとに作成した。「本文」に引用した神名・社名は赤字に表し、「五社」とその所在を示す語には下線を引いた。()は補注、□および「」は赤字、()は二行割および小書を表わし、〔 〕は原文のまま表記した。

『満濟』では、天神堂を「安樂院」「京門跡」「京天神堂」などと称しているが、同様に「両社」のうちの一社としての「五社」のほか、「金剛輪院鎮守五社」「金剛輪院五社」「当院鎮守五社」などの呼称もある。「金剛輪院」がつく五社は、金剛輪院「鎮守」とされているが、おそらくは、次章で紹介する『五社講式』式文に登場する五社明神を祀る五社であると考えられる。一方の「安樂院五社」における「五社」の社殿と、金剛輪院の五社との関係については不明であるが、満濟を通じて何らかの関わり合いがあったと思われる。

(2) 元旦行事の五社法施

【表1】「本文」に示したように、応永二十年から応永三十一年までの法身院における元旦行事では、若宮八幡宮参詣、五社・安樂院入堂、神法施のために仁王経等読誦、次いで、祇園社法施のために心経秘鍵読経、醍醐寺鎮守社法施に仁王経転読が行われていた。

応永三十二年以降、満濟は元旦行事を醍醐寺で営んだため、五社法施は醍醐寺金剛輪院で行われた。満濟が営んだ法身院と醍醐寺での元旦行事の比較はすでに服部氏がされており、金剛輪院における「門跡恒例勤行」の特殊性に着目されている⁴¹。本項では、応永三十二年元旦以降の『満濟』の記述を中心に、元旦行事における五社法施について確認する。

満濟は、元旦行事勤行のため晦日夜前から灌頂院に移住したとする記事があるが⁴²、毎年かどうかは不明である。ただ、元旦は暁の前から「後夜念誦」（四方観念作法）が始まっており、晦初夜から「愛染護摩」、後夜に一座を加えた勤行が日中まで続けられ、同じく後夜に「歡喜天供開白」があり日中まで相続されるため、勤行のための移住であると思われる。その間は、神明法施、東寺宝蔵・西院不動大師法施、毘沙門法施や、孔雀明王印明・八字文

殊印明、宝篋印陀羅尼・愛染大咒・尊勝陀羅尼・慈救咒を唱したり、駄都供一座を修すなど、さまざまな法が行われた。このほか、清瀧宮拝殿、長尾宮拝殿、御影堂や金剛輪院でも行事が営まれた。

『満濟』の応永三十二年以降の元旦行事の記述を読むと、毎年の行事次第の順序が入れ替わっていたり、省略されたり新たな儀礼が入るなどし、必ずしも規則的で網羅的には行われていない。試みに、全体の行事を大別すると、先の灌頂院における a 後夜勤行、b 晦日初夜〜初夜〜日中の勤行をはじめ、c 清瀧宮拝殿出仕、二天講などが醍醐寺全体の行事としてあり、金剛輪院の行事として d 門跡恒例勤行、e 恒例読経、f 長日勤行、g 初行事などがある。このうち、晨朝（中食）の「粥食」「齋食」の前に行われているのが a と b であり、後に行われているのが、c 以降の行事であるが、e の後に c が行われている場合もある。

金剛輪院での e 恒例読経には、応永三十三年元旦から早速、五社法楽のための心経七巻読誦が加えられていた。⁴⁴ 同日には、仁王経一部の読経と八幡・稲荷・春日・天神・清瀧・稲荷・祇園・御霊・賀茂・今宮・平野・北野・石上・神泉苑・梅宮・松尾・六条八幡などの各神名を唱え、「天下安全万民快樂」を祈る法施が行われた。そして、祇園法施では「心経七巻」「秘鍵一卷」の読経が行われ、それは「自上一人二下至三万民 疾疫憂無ク、安穩快樂由致心祈念」という目的であった。この祇園法施は法身院でも行われた「毎時恒式法施」であり、金剛輪院での元旦行事に引き継がれていた。そのほか、恒例の「梵網経十重禁一段読」、「当所」（金剛輪院の五社明神力）の清瀧以下、山上山下の清瀧宮法楽のために「大仏頂陀羅尼一卷」、「金剛般若経一卷」が読誦されていた。

【表1】「本文」の記述のように、法身院の元旦読経では、五社・安楽院両堂でも法施として「仁王経」が読誦され、同じく本寺鎮守清瀧・長尾・八幡等法施に「仁王経」が転読された。その目的は「伽藍安穩人法繁（末）宮、一天泰平四海国豊饒祈念」（『満濟』応永二十一年正月一日条）というもので寺家や国家に対する祈りが捧げられた。

なお、元旦行事ではないが、応永二十八年（一四二二）十一月一日に、「天神堂御供□王講奉^前」之、經衆三人、導師一人、五社御供仁王講同□、凡^前每年之儀、自^前当年^前始^前之」（『満濟』）と、法身院の天神堂御供における仁王講と同様に、五社御供でも「仁王講」が毎年の儀として営まれるようになっていた。

『仁王経』はもともと鎮護国家の經典である。田村圓澄氏によると、⁴⁵「仁王」とは「徳を具えた帝王を意味する」文字であるが、国王がこの「仁王」になるためには、五戒・十善・三帰の功徳を具足し、『仁王経』を受持・読誦することが要件とされ、国王に対して格別の利益を与えるための經典とされた。特に、外敵の侵攻に直面した際に国王は、百の仏像・菩薩像・羅漢像・比丘衆・四大衆・七衆を請し、さらに百の法師を聴請して「般若波羅蜜」を講じるようにとあり、国王と国土を守る經典に位置づけられていた。すでに応永二十六年（一四一九）年には「応永の外寇」にまつわる出来事も経験していることから、外敵に対する危機感が高まるなかでの五社御供としての仁王講の開始であり、將軍足利家の天神講を由来にもつ法身院の天神堂御供と同様に、五社御供に仁王講が備えられた点は、法身院の五社が天神堂と同格の社として見なされていたことを示すのではないか。

さて、法身院元旦行事にある祇園社への「秘鍵^{ひげん}一卷」と「心経七卷」の読経は、金剛輪院においても恒例読経の一としてあった。その目的は先に示したように、万民の疾病を除くためであったが、正長二年（一四二九）正月一日条には、仁王経一部読経の諸神法施や、祇園法施に心経七卷と秘鍵一卷読経を「毎年恒式」とする動機が説明されていた。

一天万民疾疫難為^レ除^レ之殊致^レ懇祈^レ者也、先年疾疫流布諸民病死^レ不知^レ其数^レキ、予見聞、彼愁歎之心尤甚、仍其以来正月初七ヶ日之間読^レ誦^レ之、并一卷書写供養者也、此願及^レ当年已廿余年^レ了、

満濟は、病難に悩み苦しむ人びとの「愁歎之心尤甚」のために初七日の読誦と一卷書写供養を二十年以上に亘り営んできたという。満濟による元旦の祇園法施や写経は、かつて疫病で苦しむ人びとを見聞し、彼らを救済することを願う満濟個人の発願によるものであった。満濟が醍醐寺座主になったのは応永二年（一三九五）であり、足利義満の死去が応永十五年（一四〇八）年五月であるから、その前後の時期に祇園法施を営み始めたことがわかる。

満濟が読経の対象とする「秘鍵」とは『般若心経秘鍵』のことである。空海が真言密教の立場から『般若心経』を解釈した經典であり、真言僧による多くの注釈書がある⁴⁶。特に祇園社の法施対象にされた理由は、『秘鍵』が天変地異や疫病の流行に対応した經典であった点と関わる。この『秘鍵』末尾には、弘法大師空海に仮託された「入唐沙門空海情上表」が付せられている。そこにはこの経巻の意義が記されている。

時に弘仁九年の春、天下大疫す。爰に帝皇自ら黄金を筆端に染め、紺紙を爪掌に握って般若心経一卷を書写し奉りたもう。予講読の撰に範つて、経旨の宗を綴る。未だ結願の詞を吐かざるに蘇生の族途に守む。夜変じて日光赫々たり。是れ愚身が戒徳に非ず。金輪御信力の所為なり。但し神舎に詣せん輩、此の秘鍵を誦し奉るべし。昔予鷲峯説法の筵に陪べつて、親り是の深文を聞きき。豈其の義に達せざらんや而已。（原漢文、松長b、二二二・二二三頁）

特に傍線部に注目すると、全国で疫病が大流行した際に、嵯峨天皇が書写した『般若心経』一卷を弘法大師が講読し要旨を綴ったところ、その効果が忽ちに現れ、結願の詞が終わらないうちに病の癒えた人びとが道にあふれた

という。そのため、神社に参詣する人びとは必ずこの『秘鍵』を誦して欲しい、とある。

もちろん、この上表文は本来の『秘鍵』にはないため偽撰である。しかし、鎌倉時代以降の注釈書には、上表文はないが「奥書にあり」と記され、それに基づく撰述の動機や時期に触れられるようになっていたという⁴⁷⁾。

満済が、「疾病憂無く」という目的のために祇園社に対し『秘鍵』を読経したのは、疫病や災害の原因と考えられた御霊を慰撫する祇園御霊会とも関わりと考えられる。もともと祇園社の祭神は牛頭天王、祇園天神、八王子、蛇毒鬼神など一定しておらず、鎌倉時代後半に卜部兼文・兼方による『积日本紀』に引用された『備後国風土記』逸文「疫隈国社」の蘇民将来と疫神の速須佐雄（ササノヲ）による解釈が登場し、その後、吉田兼俱（一四三五～一五一一）によってササノヲは「外国ノ名」の「牛頭天王」であるとされ（『神書聞塵』）、祇園社の祭神となっていく⁴⁸⁾。しかし、戦国時代には「牛頭天王」は祇園社において祭神としての地位を失ったとされる⁴⁹⁾。

祇園社の祭神が牛頭天王（蘇民将来）である説を満済が知っていたのかは不明であるが、吉田家と満済の関係は、おそらく足利義満を介してあったのではないかと考えられる。吉田兼熙（一三四八～一四〇二）は、神祇大副であり南北朝合一の交渉に関わった人物であり、義満とも関わりがあった⁵⁰⁾。また、兼熙子息の一人の兼富は、『満済』にも「吉田神主兼富方」として登場し⁵¹⁾、永享年中の山上社頭拜殿新造の際には「吉田ノ神主」（吉田兼敦）が登山している⁵²⁾。また、「吉田従二位」として吉田兼俱も清瀧宮遷宮に関わっており⁵³⁾、上醍醐の神祇と吉田家の関係が形成されている。この関係は、吉田家出身の梵舜が通海の『清瀧権現講式』を写した背景にも関わりと思われる⁵⁴⁾。

満済は、応永三十年（一四二三）の元旦に法身院で「伊勢・八幡・春日・稻荷・祇園・清瀧両所・長尾天神・五霊・北野・岩上・神泉苑」に法施を、同三十三年（一四二六）元旦には、醍醐寺で「伊勢・八幡・春日・天神・清瀧・稻荷・祇園・五霊・賀茂・今宮・平野・北野・石上・神泉園・梅宮・松尾・六条八幡等」（傍線は引用者）

の神名を唱え、法施を行ったとある。

この応永三十三年元旦に登場する神名のうち、はじめの五神（傍線部）は『五社講式』に登場する五社明神と一致する。さらに、兩年とも「五靈^御」（御霊神社）や御霊会が行われた「神泉園^苑」をも法施の対象としていることから、祟りによる疫病の流行を抑えるための法施であったと思われる⁵⁵。元旦行事のなかで、醍醐寺鎮守以外に対する神祇法施を満濟が営んだ点は、疫病や祟りの流行が背景にあったといえる。

また、応永三十三年元旦には、「次金剛輪院理趣三昧行之如常、宝篋印タラニノ次ニ阿弥陀大咒七反、次慈救咒廿一反恒式也、次心経七卷為^三五社法楽、当年新儀也、今月如^此可^奉、読由同仰付了、（以下略）」（『満濟』同条）と、「心経七卷」を五社法楽とする新儀も始められた。

以上のように、満濟の日記に登場する「五社」は、金剛輪院と法身院（安楽院、天神堂）の二所に祀られていたことがわかる。そのため【表1】「五社所在」の項目には、法身院か金剛輪院の「五社」かの区別を示した。また、この「所在」の意味は、あくまでも行事が行われた「五社」の所在地を指しており、満濟が居た場所ではない。

（3）金剛輪院鎮守五社における法会

前節では、法身院と金剛輪院の両所に五社の所在を確認したが、『五社講式』第一段から第五段における五社明神の名が、式文の配列順の通りに記されているのは、前項の応永三十三年と永享五年（一四三三）の元旦である。

兩年とも金剛輪院で法施が行われたが、永享五年正月一日条には「天照太神、殊八幡大菩薩・春日・天神・清瀧以下」（『満濟』）に仁王経一部を読経したとあり、『五社講式』の各段の五社明神と同じ神の配列である。この法施に続き、同日には祇園社への「心経七卷」と「秘鍵」が読経されている。金剛輪院の元旦行事として五社への仁

王経転読や祇園社の心経・秘鍵の読経は、法身院の元旦行事の法施と同じ内容であった。

一方で、前項で指摘したように、金剛輪院における五社法楽に新儀が加えられたり、満済が元旦行事を醍醐寺で営むようになってから、金剛輪院の五社明神に対しいくつかの新儀が加えられた（傍線は引用者）。

今日為「五社法楽」論議講問初行」之、講師大納言法眼宗濟、問者中将アサリ頼暹、証義金剛王院僧正房仲、問題法身說法自宗不共歟事、於「六大」有「浅深」歟事、予列座丁聞、此講問事為「初心稽古」法楽相兼始「行之」、一年中講問結番問題同定」之、問題事宗海僧正計申入了、理性院僧正宗観、水本僧正隆寛同着座、妙法院法印賢長依「所勞」俄不参、五社御供調「進」之、為「安食庄役」沙「汰」之了、（『満済』 応永三十三年六月十八日条）

右の史料は、応永三十三年六月十八日に五社法楽のために講問論議が営まれた際のもので、やはり新儀として始められた。講師は宗濟、問者は頼暹、証義（精義者）は金剛王院房仲であった。

論義とは、仏教や自宗の教理に関する問答を通じて正しい教義を導くことであるが、のちに一定の形式にもとづいた神仏の法楽のために論義が捧げられるようになった。講師は講問論議の主宰者であり、論義の目的や意義を申し、対象となる経典や經典に関する諸尊を会場に勧請し、經典に関する講義を行う役割をもった。論義では、問者が講師と問答をしながら経論を講説する役割をもち、証義は判断を下す役割をもっていた。永村眞氏によると、醍醐寺の教相は事相と密接に関わりながら形成され、寺内における談義や論義の場を抛り所にして継承され、その際の問答草や問書が教相聖教として伝来しており、寺内の教相を振興するものであったという⁵⁶。

満済もこの五社法楽論議に列座聴聞していた。この講問は「初心稽古」と「法楽」を相兼ねるために始め、一年

中の講問と問題の結番を定めたとする。また、五社御供の調進は安食庄役とされ⁵⁷、論義の料所も整備された。三
 宝院領の尾張国安食庄は、延喜十四年（九一四）、統正王が醍醐寺に施入したが、その後収公され、康治二年（一
 一四三）に定海や元海らによって立券されて再び醍醐寺所領となり、その後は、弘安四年（一二八一）三月十日付
 の定濟の御契状があるため、定濟方に相伝されていた⁵⁸。毎月十八日は五社講の日にあたるため、五社講とともに
 五社法樂論義も同日に行われるようになった。

翌月の七月十八日条には、「五社法樂論義在^レ之、講師亮瑜、問者隆濟阿闍梨、初度也、問題即身成仏自宗不共事、
 兩部大經結集者事也、証義金剛王院僧正并宗海僧正等也、予又少々口入、弘豪法印同前」とあり、二ヶ月連続して
 五社法樂論義が記録されている。また、翌年の応永三十四年（一四二七）六月十八日には五社講は営まれたが、論
 義は延引したようで、その翌月の七月二十九日に「蘇悉地經談義、經一卷疏三卷了、今日為^レ五社法樂論義」臨時
 行^レ之、講師宗海僧正、問者房仲僧正、予宝池院着座、問題蘇悉大師御相承歎事、地前^二立^三三句^一歎事、如^レ形少
 布等在^レ之」とある。この日は二十九日であるため、五社講恒例の十八日とは関係なく、臨時の五社法樂論義が行
 われたことになる。

一つ目の五社法樂論義の「問題」は、「法身說法自宗不共」と「即身成仏自宗不共」についてである⁵⁹。「自宗不
 共」とは、真言行者のみが断じることができ⁶⁰、密教独自の教説であるとされる。特に、「即身成仏自宗不共」に
 関する教学の変遷については土井夏樹氏の論考があり⁶¹、論義の傾向を理解する上で有益である。氏によると、こ
 の問題意識はもともと「三種即身成仏のいずれが正意であるのか⁶²」というものと連動しながら登場したという。
 そして、十三世紀の高野山正智院の道範（一一七九〜一二五二）のあたりから、「三種即身成仏」のうち「自宗不
 共」の「即身成仏」はどれか、という議論がされ始めた。報恩院流の憲深の説を継承する頼瑜（一二二六〜一三〇

四)も、三種のうちの加持・顕得を自宗不共とする説を『秘鈔問答』巻第一で紹介するなど、その解釈は一樣ではなかったとされる。つまり、他宗や複数ある説との関わりのなかで形成された独自の「即身成仏」論が、五社法楽論義の「問題」に取りあげられたと思われる。また、臨時で行われた五社法楽論義では「蘇悉大師御相承歎事、地前二立三句歎事」が「問題」とされた。

これらの講問の傾向をみると、五社法楽論義では東密(小野流)における真言密教の独自性を追究するものとなっている。したがって、新儀としての五社法楽論義が行われた金剛輪院五社は、真言教相研鑽の場となったことにより、寺家内における存在意義を獲得していったと考えられる。

その後も「五社」に対して新たに始められた行事の記述に、「金剛輪院鎮守五社明神五所御供事同加下知了、此兩条(引用者注※大師尊師精進供と鎮守五社明神御供)当年始沙汰了、長尾御供事依令忘却不申付、越年度至極也」(『満濟』正長二年正月一日条)、翌年正月元旦の「今日御供奉備所々事、長尾社(当年始)、金剛輪院五社鎮守(去年以来也)、本寺大師尊師(去年以来)、此等用脚悉自下行之了」(永享二年正月一日条)がある。大師尊師精進供とともに、「金剛輪院鎮守」として五社明神の五所に御供が始められ、翌年に長尾社御供も始められた。満濟は、この時初めて「五社明神」を「金剛輪院鎮守」と表現しており、「五社」に対する意識の変化を同時に読み取ることができる。

また、これらの御供の用脚は「庁務方」より下行されたという。この庁務方とは、応永三十五年の准后宣下にもなう満濟の私的な「庁」を指す⁶³。庁の構成員は、庁務を任う「世間者」の別当官で三宝院門跡房官でもあった法印豪意代(世襲化され代々「大溪」^{おわたに}と称した)をはじめ、応永三十三年(一四二六)六月十八日に五社法楽論義の際に講師役を務めていた「宗濟」、翌月十八日に問者役を務めた「隆濟」が庁の「出世者」別当官に属していた。

「出世者」とは、「門跡を出世させる役割を担う者で、門跡の修学に深く関わる者」（五〇頁）であった。三宝院門跡房官や門徒は、門跡組織をなう存在であり、宗濟は理性院の、隆濟は報恩院の門徒である。藤井雅子氏は、理性院の門徒は寺家政所における「寺務代」を相続し、満濟が法身院住持の間、醍醐寺の寺家政所を守っていた、最も重要な門徒として認識されていたと指摘する⁶⁴。そして、報恩院は「門跡」に対する「師主」となるなど、法流相承に深く関わったという。満濟は、「五社」の御供や法楽論議を身近な門徒らと整備していたことがわかる。

永享二年（一四三〇）九月晦日には、「清瀧宮、長尾両社御供神楽、并仁王講、各請僧五人、布施如^レ形、当院五社御供并仁王講、僧衆五人同前、可^レ為^レ毎年儀也」（『満濟』同日条）と、満濟は清瀧宮と長尾社御供の神楽と仁王講に加え、金剛輪院における五社御供と仁王講も毎年の儀に定めた。醍醐寺鎮守の清瀧宮や長尾社に准じる法会の対象に、金剛輪院五社が位置づけられたのである。

満濟が「通海僧正作」の『五社講式』について言及したのは、その翌年の永享三年三月十八日のことであった。満濟が十八日開催の五社講の日に式文が「通海僧正作」であると改めて記載した直接の理由については不明だが、おそらく、それまで『五社講式』の作者が不明とされていたのが判明したか、通海の作ではない『五社講式』をそれまで読誦していたかである。先にも指摘したが、題名を『五社講式』とする講式は他にないため、おそらく前者であろうか。

満濟写の識語がある『五社講式』は管見の範囲では見当たらないが、『五社講式』写本のなかに、貞治五年（一三六六）に実濟（一三二八〜一四〇三）が書写し、弟子の弘恵が享徳元年（一四五二）に一校した本（次章ではE本）がある。

実濟は洞院公泰の子であり、貞和三年（一三四七）に賢俊から法身院で両部灌頂を受け、応永七年（一四〇〇）

に地藏院の道場で満済に対し許可灌頂を授けた僧侶である⁶⁵。実済の付法弟子に弘恵もいた。観応元年（二三五〇）十一月二日、実済は賢俊から西南院・遍智院・金剛輪院と伝法院座主職を譲与されるが⁶⁶、その後、賢俊の命に実済が向背したため遍智院を含め光済に譲与された⁶⁷。いづれにしても、通海入滅後の金剛輪院における『五社講式』の写本の伝来は実済にたどることができる。実済の奥書は次章第一節で紹介する。

満済による五社に対する強い関心は、毎月十八日の五社講以外にも五社御供や五社法楽に新たな儀式を加え、五社明神を金剛輪院鎮守にまで高めた点に示されている。そのため、実済が写した『五社講式』が何らかの形で満済に伝えられた可能性は想定できるのではないか。

永享五年（一四三三）と永享六年の元旦には、

清瀧御供、長尾、御影堂、当院（金剛輪院）五社等御供、如「近年」致「其沙汰」候了、以「山科御米」悉下「行之」、奉行庁務法橋、但清瀧毎年為「事務沙汰」候了、公卿役也、仍除「之」、（永享五年正月一日条）

清瀧宮、長尾、御影堂、五社神供任「近年例」申付了、両所御神楽同前、山上清瀧宮御供并仁王講、如「去年」申付了、山務法印奉行了、下「行」両社御供山科年貢内「佳儀也」、御影堂同前、御神楽用脚自「理性院」下知了、

（永享六年正月一日条）

と、清瀧宮・長尾社・御影堂・金剛輪院五社の神供が揃って営まれた様子が記されている。正月元旦に満済の「近年」に始まる五社への期待を捉えることができる。

(4) 寛文十一年の五社宮再興

前項で述べたように、満濟は、五社講をはじめ五社御供、五社法樂論義などにより五社明神を興行し、五社を金剛輪院の「鎮守」にまで位置づけた。しかし、次に示す史料によると、「金剛輪院鎮守五社」が、ある時期から寛文九年（一六六九）頃まで社殿もなく、五社講も退転していた状況であったことがわかる。史料の奥書や識語がないため記述者は不明であるが、次に本文を示す。（引用に際しては読点、返り点を適宜付した）

金剛輪院鎮守五社再興并遷宮記

此鎮守怠轉經「星霜久」、予再興之志發「寤寐」、何一朝一夕之儀哉、因「茲寛文第九之冬、先令」造「拜殿」同明春造「營社」既首尾之處此有「由暮月之間勸請延引之、爰同十一年春比、遷宮之日時歎究之、考式文嘉元第二之夏儲」每月十八日會「依」有「之定」孟夏仲八「也、就夫十七日戌上剋奉」為「遷宮」是誠當山下鎮守之遷宮同日、珍重、夫以「今般之事業復余時之軌則、欣歎不」盡無「他而已、

（『醍醐寺文書』第二一七函七五号⁶⁸）

右の記録によると、寛文九年の冬から金剛輪院鎮守の拜殿や社殿の造営が始められ、途中勸請が延引するが、寛文十一年（一六七一）の春に遷宮が実現したことがわかる。この時はすでに義演と次の座主の覚定は亡くなっており、座主は高賢（？）一七〇七）であった。記録には、遷宮の日時を決めるに当たり、講式文にある「嘉元第二之夏儲毎月十八日會」を参考にし、五社講を孟夏（四月）の「仲八」（十八）日に定め、そして、前日の四月十七日

戊上剋に遷宮を行ったとある。下醍醐清瀧宮の遷宮も同日に行われたようで、「珍重」と記している。第一節で説明したように、嘉元二年（一三〇四）は通海入滅の二年前である。

この記述の主は、寛文年間の時点において五社明神を祀る金剛輪院の鎮守があったこと、『五社講式』が存在していたことを知る人物である。冒頭に「此鎮守怠轉経『星霜久』、予再興之志發『寤寐』、何一朝一夕之儀哉」とあり、金剛輪院鎮守である五社の再興に強い意志をもって臨んでいることが伝わるが、記主は鎮守の再興を何故そこまで望んだのであろうか。次章で紹介する『五社講式』式文にある「嘉元第二之夏儲毎月十八日會」の記述を知った上で書していることから、この文章の記主は、金剛輪院鎮守の遷宮日時選定にあたり手元に『五社講式』写本を入手していたと思われる。

『五社講式』の諸本については次章で説明するが、江戸時代に写された『五社講式』の識語で一番古い本は、享保十八年（一七三三）に澄翁が写したもの（次章ではC本）である。それ以前の写本で古いものは、満済の師である南北朝時代の実済の写（E本）である。そのほか奥書や識語のない写本もあるため、寛文年間の写本の存在は不明であるが、いずれにしても、寛文十一年四月十八日に五社講が復興されたことが右の史料によって明らかになる。またこの復興は、江戸時代写の『五社講式』が複数本成立する契機にもなったと考えられる。

次章では『五社講式』の翻刻と紹介を行う。

第二章 醍醐寺本『五社講式』の紹介

第一節 醍醐寺所蔵『五社講式』の伝本について

醍醐寺伝来の『五社講式』は管見の範囲では十本の写本が確認できる（表2）参照）。このうち最古の写本は、E本の南北朝時代写のものである。まず『五社講式』諸本のうち、奥書が判明している写本について説明する。以下、『醍醐寺文書』の函番号に従い写本をA本からF本に分けた奥書を左に示す。

A本（演春本）

右、五社講式予爲自明、以御本紙令書写畢、

于時寛延三^{庚午}年六月上旬

成身院権僧正演春

B本（照範本）

右、五社講式予爲自明、以御本紙令書写畢、

于時寛延三^{庚午}年六月上旬

成身院権僧正演春

右之本紙者、古僧正演春之御染筆也、當住少僧都英春ヨリ

令備用予爲自明書写畢、

宝曆十一^{辛巳}年三月下旬

権大僧都照範

【表2】醍醐寺本『五社講式』諸本

諸本	函番号	書写歴①	書写校正	書写歴②	書写校正	形状	外題	内題
A	208-20	—	—	1750.6上旬	演春	卷子	五社講式	五社講式
B	211-13	1750.6上旬	演春	1761.3下旬	照範	卷子	—	五社講式
C	212-22	—	実一	1733.4.11	澄翁	卷子	—	五社講式
D	212-23	—	—	1766.5	信隆	卷子	—	五社講式
E	213-10	1366.5.7	実濟	1452.4.1	弘恵	卷子	天照太神 八幡大菩 薩 春日 四所〔 〕 清瀧	五社講式
F	214-11	1752.6.-	卜部兼武	1792.10.23	晃深	卷子	五社講式	五社講
G	171-21	(江戸前期)				卷子	—	五社講式
H	205-18	(江戸中期)				卷子	五社講式	五社講式
I	205-19	(江戸中期)				卷子	—	五社講式
J	209-11	(室町後期)				卷子	—	五社講式

補注：本表は『醍醐寺文書』の函番号と奥書の情報を一覧にした。諸本A～Jは本文で言及する場合に付した。また、書写歴①はもとの本を書写（執筆）した人物とその時期、書写歴②は①の本を書写（校訂）した人物とその時期を示す。G～Fは奥書がないため写本から推測したもの（『醍醐寺聖教類目録』を参照）。なお、書写歴の数字は西暦を示す。E本が最古の写本となるが、本稿ではC本を底本にした。

A本は、寛延三年（一七五〇）、成身院演春権僧正の写本である。B本はこのA本を祖本にして宝暦十一年（一七六〇）権大僧都照範が写したことがわかる。そのためA本とB本は同系統の写本と判断できる。B本は「当住」（＝成身院）の英春を通じて照範が書写したという⁷⁶。演春は江戸時代に活動した成身院の僧侶で⁷⁷、報恩院前法務僧正実雅の付法弟子である⁷⁸。成身院は弘安九年（一七八六）に大宮院祈願所として創建された⁷⁹。

演春が写した聖教に、応永二十五年（一四一八）に法身院で満濟が始めた東寺西院作法『佛生會講式』がある。演春は、義演自筆本を祖本とする写を、寛延四年（一七五二）に岳西院演静から借用して写している⁷⁵。この写本の奥書には次に示す『五社講式』を書写したC本の澄翁やF本の晃深も登場していることから、写本をつうじた相互の交流をみることができると考えられる。この点については後ほど説明する。

B本は、演春写のA本を成身院英春から、備用のために照範が書写した旨が記されている。B本を書写した照範は、寛延三年（一七五〇）に演春の「私本」である『高祖御影

供導師作法』を写すなど⁷⁴、演春と照範の間には、『五社講式』以外にも法会に関する写本のやりとりを通じた特別な交流をみることができるといえる。

演春自筆のA本には、朱字で送り仮名、読点、返り点、音合と訓合、声点が付せられており、この点はB本も同様である。ただし、A本は演春とは別の手になる文字の補筆や修正が認められる。また、料紙裏には、本文の漢字の意味や疑問などが書かれた短冊切紙が貼られている。これは、演春本を所持していた英春が理解のために追加したものと思われる。A本とB本の校異については本章第二節(2)で説明する。

C本(澄翁本)

爰 五社講式者、奉蒙

貫首權僧正實一之嚴命、依古記之文字多漫、不顧

他人之嘲弄忘自己之固陋、奉染毫之訖、

享保十八歲次癸丑孟夏十一角宿日曜日 金剛資澄翁謹書

D(信隆本)

于時明和三^丙戌年五月日、馳禿筆者

大僧都信隆

C本は享保十八年(一七三三)に写された澄翁筆の写本、D本は明和三年(一七六六)に写された大僧都信隆筆

の写本となる。ともに本奥書を欠くため祖本は明らかではない。ただし、澄翁本の C 本は江戸時代の奥書がある諸本（A B C D F）のなかでは最古となる。奥書のある写本では次に示す南北朝時代写の E 本が最古となるが、所々に虫損があり錯簡もみられ、文字の翻刻が複雑になることから、次項では C 本の本文を底本として紹介する。

C 本書写者の澄翁は、聖教の識語に「故山務澄翁僧正⁷⁵」として登場する松橋流⁷⁶の僧侶である。享保・元文・延享・寛延年間の『五社講式』をはじめ『舍利講式』や『清瀧講式』のほか、五社講、清瀧、観音の伽陀や表白、声明法則に関する聖教の識語に書写活動を見出すことができる⁷⁷。また、先に紹介した成身院演春書写の『佛生會講式』を宝暦二年（一七五二）五月に宝幢院⁷⁸・岳西院・成身院の写本それぞれ三本を澄翁が借り、書写し校合している。そして、寛政四年（一七九二）には、この澄翁本を、F 本書写者の晃深が拝借して点校を行うなど、『五社講式』以外の奥書から、『五社講式』書写者らの書写活動をつうじた交流を知ることができる。

この『五社講式』C 本の奥書には表われていないが、澄翁は B 本書写者の照範とも交流があった。宝暦十二年（一七六二）正月に照範が澄翁自筆本の『大仁王會所用声明法則』を書写するなど⁷⁹、他本の書写関係のなかに相互の接点を見いだせる。このように澄翁の自筆本をめぐっては、B 本の照範や F 本の晃深も書写や閲覧できる関係にあり、澄翁本の『五社講式』こそは書写していないが、澄翁自筆本を共有できる書写環境にあったといえる。

E（実済本）

（奥筆） 宝徳三年^壬二月四日一交了、弘恵

貞治五年^丙五月七日書了、執筆実済

（奥筆） 九十年^二アタルサルノ才

さて、最古写本と考えられるE本の奥書には、貞治五年（一一三六）五月七日に実濟が「書」し、「執筆」したと記されている⁸⁰。この実濟自筆本を、宝徳四年（一一四二）二月四日に弘恵が一枚している。奥書を活字にする
と「宝徳四年」の弘恵が先となり、「貞治五年」の実濟の識語が後になっているが、弘恵に関する識語は異筆であり、「九十年アタルサルノ才」とともに、実濟本を一枚した後に弘恵によって書き込まれたものと判断できる。

E本を執筆した実濟については、第一章第二節（3）で説明したとおり、賢俊の弟子であり定濟方を相伝した僧侶である。賢俊の死後の三宝院院主（三宝院門跡が確立されるのは満濟以降のため、この時期は三宝院院主と称す）と醍醐寺座主は、賢俊と同じ日野家を出自とする光濟が相伝し、將軍足利義詮政権・細川頼之執政を政治・宗教面から支えたが⁸¹、急死してしまう。その後、日野家出自の光助が相伝したが、光濟から伝法灌頂を受けていなかった。座主辞任後に実濟から灌頂を受けたが急死し、その後継に同じく日野家出自の定忠が相伝し、実濟から灌頂を授けられた後に座主となるが、義満から座主を退けられてしまう。この辺りの動向を考察された小池勝也氏は、光濟から光助に三宝院流の法脈が授けられなかったことが日野家出自による三宝院院主系譜の断絶を招く要因であり、光助が実濟から受法したのは、先代の賢俊や光濟との法脈的つながりを有すためだったと指摘される⁸²。賢俊の死後、満濟が継承するまでの約四十年間ほどの間、三宝院院主と定濟方の法脈をつなげたのがこの実濟であったという⁸³。満濟は三宝院（定濟方）の運営が盤石ではない時期に入室し、義満を後ろ盾に応永二年（一一三九）五）三宝院門跡と醍醐寺座主となった。実濟からは、応永七年（一一四〇）十二月十九日に伝法灌頂を受けている。満濟に通海撰述の『五社講式』が実濟から伝えられていたとすれば、これ以降のことになると思われる。

実濟入滅後、満濟は毎月二十四日の実濟命日に法要を行っているが、実濟の諡を「後金剛輪院」と表わした⁸⁴。

「後」とは導くの意味もあり、実済は、通海の後に金剛輪院を導いた僧侶として認識されていたのではないか。

さて、E本の内題が「五社講式」である点は諸本と同じであるが、外題には「天照太神 八幡大菩薩 春日四所／「破損」 清滝」と五社の名称がそのまま記されている。また、その下には、実済筆と思われる「貞治五年五月書写了」の識語と、その左横に「付法御四十年 五百九十四年^{四十五}」の文字がある。「五百九十四（四十五）」は空海が日本で真言宗を開宗してからの年数と考えられる。また、宝徳四年（一四五二）に実済の本を一校した弘恵は、実済の付法弟子で、文正元年（一四六六）に山上清瀧宮遷座に際する理趣三昧で調声^{きょうしょう}の役割を担っていた⁸⁵。E本は満済と通海の生存期に一番近い本に位置するため、本来であれば本書を底本とすべきであるが、虫損のため送り仮名や音合訓合や声点が判読不明な箇所が多く、さらに三紙目と四紙目を逆に貼継いでいる錯簡があるため底本に適していないと判断し、適宜、校異で示すこととした。

F（晃深本）

右、醍醐寺五社講式密嚴院權僧正演省、依勸進書之、為

亡母聖靈七廻遠忌祈冥福法號靈照院圓空不欠、不顧

至愚秃筆者也、

于時宝曆第二^年歲季夏

刑部卿下部兼武

右、以萩原故二位揮毫、密嚴院御本拜寫、尤神分以下以他

本會釋寫書之云、尔

寛政四年十月二十三日

求法小僧 晃深誌

F本は、もともと密嚴院権僧正演省が勧進のために書した本である。これを宝暦二年（一七五二）に萩原（卜部）兼武（一六九三〜一七六五）が母の七回忌に書写し、晃深が他本から神分の部分を加えて写した本である。

晃深は、寛政十二年（一八〇〇）の東谷心経講中に寄付された『五社講伽陀』（五帖のうちの一）を書写するなど⁸⁶、本書を書写してからも五社講関連の書写を行っていた。また、先に説明したように、『五社講式』を書写した他の僧侶との交流もみられる。A本筆者演春の『佛生會講式』、『讚三段漢梵／灌佛伽陀』をC本筆者の澄翁が写し、それをさらに晃深が寛政四年（一七九二）に写すなどし、多くの法会に関する本を書写している⁸⁷。

宝暦二年（一七五二）に本書を写した萩原（卜部）兼武の出自である萩原家は、吉田家から分家した家である。吉田兼見（一五三五〜一六一〇）が孫の兼從（一五八八〜一六六〇、父は兼治）を養子にすることにより成立し、豊国社の初代社務職となった家である。三宝院には豊国社が分祀されており、京都の豊国社が破却された後も生前の秀吉との関係から維持されていた。前章にて吉田家と満濟との関係について少し言及したが、戦国時代から江戸時代初頭における吉田家と上醍醐の関係については、拙稿で『清瀧権現講式』を書写した吉田家の梵舜と上醍醐との関係について言及し、吉田家が山上清瀧宮の遷宮神事に関わっていた点を指摘した⁸⁸。

萩原家初代兼從の曾孫にあたる兼武が、母の七回忌のために『五社講式』を書写したとあるが、次に示す『佛生會講式』の奥書にも同様の識語が記されている⁸⁹。

右、醍醐寺佛生會講式、密嚴院権僧正演省依

勧進書之、為亡母聖靈七廻遠忌祈冥福

法號雲照院圓空不欠 不顧至愚禿筆者也、

于時寶曆第二^壬申歲季夏

刑部卿卜部兼武

右之本紙者、萩原兼武之筆也、密嚴院當住律師堯賢ヨリ

令借用為自明書写畢、

宝曆十一^辛巳歲四月上旬

権大僧都照範<sup>二十
八歳</sup>

右の奥書から、宝暦二年（一七五二）に兼武が『五社講式』のほか『佛生會講式』も同時期に亡母七回忌のために書写し、宝暦十一年（一七六一）四月には、B本を書写した照範が兼武書写の密嚴院本『佛生會講式』を書写していた点を確認できる。書写の時期は異なるが、兼武自筆の密嚴院本を照範と晃深が書写していたことがわかる。

以上、『五社講式』諸本のうちA本からF本の奥書を紹介した。A本からF本を書写した僧侶らの交流関係は、『五社講式』の書写関係からは直接みられない。しかし、法会関連の写本の奥書や識語は、互いに同じ本を書写するなど書写が重なり合っていることから、ある程度、『五社講式』を書写した僧侶たちの活動範囲が近い関係にあったことを示しているのではないか。

なお、『五社講式』の写本が南北朝時代（E本）の実済書写本以外が江戸時代の写となる理由については、金剛輪院も応仁・文明の乱で焼失し、義演による再興後も火災が起き原本が焼失したことが想定できる。ただし、義演による金剛輪院復興後におそらく五社講の再興はなく、前章第二節（4）で紹介した『金剛輪院鎮守五社再興并遷

宮記』にみるように、寛文九年（一六六九）の再興により、江戸時代後半の写本が多く残されたと思われる。

次節では、享保十八年（一七三三）に澄翁書写によるC本『五社講式』（『醍醐寺文書』第二一二箱二二号）を紹介する。

第二節 醍醐寺本『五社講式』の紹介

（1）澄翁本『五社講式』の翻刻

翻刻凡例

- 一、底本は『醍醐寺文書』第二一二箱二二号『五社講式』一卷、（請求番号 6171.62/451/405）である。
- 一、本紙は全十紙（縦三三・二×横五二〇・九センチ）の貼り継ぎからなる卷子装である。
- 一、墨界が引かれ、返点・送仮名・声点・合符が付されている。
- 一、翻刻にあたり行移は底本の通りにし、行冒頭に行数を算用数字で示した。
- 一、旧字体・梵字は原典の通りに示した。
- 一、次に示す異体字は原則として通行の字体に改め、踊り字・略字・合字は現行の字体に一部改めた。
ノ〳シテ 卍〳トモ ㄣ〳コト ㄎ〳々 ∴〳三（返点）
余〳爾 疋〳莊 法〳法 ㄆ〳室生 毘〳喜 菩提〳并 菩薩〳并
- 一、（〇）は、文字列が〇以下の部分に挿入されている場合に示した。

- 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1
- 五社講式
- 先惣礼
- 我此道場如帝珠 十方佛神影現中
- 我身影現諸寶前 頭面攝足歸命礼
- 南無本朝守護廿二社式内式外大小神祇^{三遍}
- 次法用 表白
- 敬白^{テシテ}三世常住淨妙法身摩訶毘盧遮那・金剛
- 胎藏兩部曼荼羅・諸尊聖衆・真言乘教一百
- 餘部・釋迦遺^{ユイ}法十二部經・菩薩・聲聞・明王・天等、
- 本朝守護二十二社・當所鎮守清瀧權現等^一
- 言^{サク}、

- 一、抹消文字は「ㄣ」で示した。
- 一、返り点、振り仮名、送り仮名、合符（音合「」と訓合「」）は原典通りに示し、読点や中点を適宜付した。
- 一、声点のある文字はゴチックで示した。
- 一、紙継は「」をもって示し、紙数を数字で示した。

- 12 夫天神七代之末吾朝之器界初成地神五代
13 之終三界之獨尊成道以來欽明天皇御宇
14 佛法東漸而二十餘代、雖開四大乘宗徑路、
15 未窺三密醍醐之門戶、平城天皇御宇密教
16 西來四百餘歲、普崇東寺天台之密場、
17 各酌小野廣澤之法流矣、
18 爰延喜聖代始、祐當寺幽閑之梵宮本願
19 尊師專酌清瀧南潤之靈水、是以密教殊增
20 神明之威光、神明彌呈佛法之德用、以護
21 百皇之洪基、以爲蒼生之依枯也、只須備
22 真言密壇之法施、致幽冥神道之感應者歟、
23 方今始自嘉元第二之夏、殊設每月十八日
24 會、成一結衆議、展五段之講席、或伶倫之調
25 絃管、或有緇素之獻詩詞、或又有法用伽陀
26 之唱聲、或只有與善緣結之合掌、皆是伸
27 面々懇誠互以思各々之薰修、蓋讚五社
28 之靈德、奉祈一朝之寶祚、專擬一心之丹露、

- 29 遙期^ニ三會^ノ之素曉^ニ而已^ク、
- 30 第一^ニ天照皇太神宮^{トイハス}者^ハ、誕生日域^{ニシテトモスト}雖^モ恣^ニ下^リ界^ノ之潤澤^一、早通^ニ天津^ニ猶^モ爲^ス上^ノ界^ノ之天^一衆^一、遂^シ使^シ臨^ミ地神五代^ノ之末^一、成^シ釋迦能忍^ノ之覺^一、降^シ伏^シ六天之障難^一、及^テ滅^シ後八百歲^ノ之後^一、現^シ摩醯首羅^ニ之形傳^ニ說^ニ三密教法^一、是^レ則^シ顯^シ魔王歸正^ニ之行儀^一、辱^シ佛陀^ノ蹟^ノ之現證^一、是^レ以^テ寫^シ兒^ノ於^テ八咫鏡^ニ、授^ケ皇^ニ孫尊^ニ、同^ニ躰^ニ於^テ九禁臺^ニ、崇^メ二帝闕^ノ內^一、崇^メ神天皇初恐^ニ靈威^一、○神^一籬^ニ於^テ大和國笠縫^ノ邑^一、垂^シ仁天皇次依^ニ神宣^一、鎮^ニ齋宮^ニ於^テ伊勢國神道山^ニ、尋^ハ其本地^一、即^チ大日如來^ノ出^テ南天^ニ說^ニ三密教^一、論^レ其垂跡^一、又^チ皇帝祖宗[、]在^ニ東垂^ニ守^ル三十善法^一、依^テ仁明清和醍醐白河堀河鳥羽後白河後嵯峨法帝嘉元上皇[、]殊^ニ於^テ神宮供味^ノ増^ス神威矣[、]仍^テ捧^ケ四種曼荼羅^ノ、奉^ヒ蘋繁蒹藻^ノ之禮^一、酌^テ三密清淨^ノ之水^一、代^{カフ}潢^{コウ}汙^ウ行^レ潦^ノ之奠^一、仍^テ奏^シ音律^ノ之典^一、調^テ可^シ誦^ス訛^ス宣^シ伽陀^一、頌^ヒ曰^ク、

- 46 往昔勤修成佛道 垂跡濶浮護王位
- 47 爲度衆生天照神 圓滿大願遍照尊
- 48 南无二所太神宮十一所別宮生々世々值遇頂戴三遍
第二八幡大菩薩者、妙觀察智之作用、應神
- 49 天皇之垂蹟也、欽明天皇御宇、初顯豊前國
宇佐郡一、貞觀聖主明時、更移山城國男山嶺一、
守百王彌近都城一、哀二万民一以嚴二靈威一、或託宣
謂護國靈驗威力神通太自在王菩薩、或夢
- 53 告日、皆得三解コ脱苦衆生一、故号二八幡大菩薩一、栖
大覓山不動真際、故号二之大菩薩一、自二八正道一
垂權迹一故名二之八幡宮一、悅二聖武天皇大佛一、
歡願一和三神之威光、於大和國際一、感二延一長、
明時密教之紹隆一、嘗二五智之法水於醍醐寺一、
之内一、雖二神道一專尚コ饗法味一、雖二宗廟一殊納受
佛事一、開成皇子之書般若也、與二黃金於夢中一、
傳教大師之講法華也、授二紫袈於眼前一、凡
三身即一之故虚智無方二隱顯不測一、六大

- 63 无^ケ導^ク之^ノ故^ニ清^シ空^ク之^ノ氣^ヲ無^シ三^ノ所^ニ擁^フ帶^ス一[、]佛^ノ神^ノ之^ノ靈^ヲ德^ス
- 64 得^テ而^シ難^キ測^ル一^者、歟[、]仍^シ奏^ス二^ノ絲^ヲ竹^ノ之^ノ音^ヲ律^ス一[、]獻^ス二^ノ詠^ヲ詠^ス之^ヲ
- 65 讚^ム嘆^ム一^矣、
- 66 得^テ道^ヲ來^リ不^レ動^シ法^性 示^ス八^ノ正^ノ道^ヲ垂^テ權^ヲ迹^ス
- 67 皆^テ得^テ解^リ脫^ス苦^ヲ衆^ヲ生^ス 故^ニ号^ス八^ノ幡^ヲ大^ノ菩^ヲ薩^ヲ
- 68 南^ニ无^シ八^ノ幡^ヲ三^ノ所^ニ大^ノ菩^ヲ薩^ヲ生^ス々^々值^テ遇^フ頂^ヲ戴^ス三^ノ遍^ス
- 69 第^ニ三^ノ春^ノ日^ヲ四^ノ所^ニ靈^ヲ廟^ヲ者[、]天^ノ照^ス太^ノ神^ヲ 兒^ノ屋^ノ根^ノ命^ヲ
- 70 香^ヲ取^リ鹿^ノ嶋^ノ大^ノ明^ノ神^ヲ（○也）、鹿^ノ嶋^ノ神^ノ明^ノ者[、]不^レ空^ク縞^ク索^ス
- 71 之^ノ垂^テ跡^ヲ、天^ノ之^ノ近^キ神^也、與^テ官^ノ位^ノ之^ノ昇^リ進^ス、授^ケ福^ヲ祿^ヲ
- 72 之^ノ沈^レ滯^一、香^ヲ取^リ大^ノ明^ノ神^者、爲^テ醫^ヲ王^ノ化^リ現^ス、施^シ除^ク病^ヲ
- 73 之^ノ利^ヲ益^一、爲^テ鎮^ヲ星^ノ之^ノ精^ヲ靈^一、成^ル二^ノ國^ノ家^ノ之^ノ鎮^ヲ護^一、兒^ノ屋^ノ
- 74 根^ノ命^者、无^シ佛^ノ世^ノ界^ノ之^ノ能^ヲ化^ス、地^ノ藏^ノ薩^ノ埵^ノ之^ノ分^ヲ
- 75 身^也、天^ノ照^ス太^ノ神^{開^キ一}關^ノ之^ノ昔^{カシ}、以^テ此^ノ神^ヲ爲^ス輔^ヲ佐^ヲ神^一、
- 76 釋^ス尊^ノ假^ケ滅^ノ之^ノ時[、]以^テ此^ノ尊^ヲ爲^ス委^ヲ附^ヲ尊^一開^キ蒼^ノ天^ノ一^兮、
- 77 再^ヒ逢^フ二^ノ白^ノ日^一、明^ニ德^ヲ惟^レ馨^シ出^テ穢^ク土^ヲ兮[、]忽^チ詣^テ淨^ク利^一
- 78 勝^リ利^甚深^一、蓋^シ神^ノ中^ニ爲^ス二^ノ掌^ヲ一^{禱^ス神^一、祈^リ寶^ノ祚^ノ之^ノ延^リ長^一、}
- 79 菩^ノ薩^ノ中^ニ爲^ス二^ノ有^ク緣^ノ之^ノ土^一、得^{タリ}二^ノ釋^ヲ尊^ノ之^ノ附^ヲ屬^一也[、]皇^一

- 80 太神宮勅^{シテ}兒屋根命^ニ曰^{ハク}、我子^カ孫當^{ハニ}傳^フ天^ト統^ツ、
 汝^{チカ}子孫^{ハク}宜^ト秉^ニ國柄^{ヘイヲ}、万^{キヲ}機^レ之政^{コト}爲^メ之^シ一治^{レカマリ}四^{マリ}夷^ニ、
 81 之乱^{ラン}、爲^メ之^シ鎮^ニ二^ニ神^ト同誓^{イフ}、坐^{玉ヘリ}神道山^{ヂノ}之同殿^ニ、
 82 兩社^ニ一志^{ニシツ}、並^{五フ}春日野^ノ之靈廟^ニ、是^レ則^レ君^ニ臣^ニ合^レ軌^ニ、
 83 之標^{モト}示^シ、緇^シ素^ソ和^ワ順^{ジュン}之因^{ナリ}縁^也、機^モ縁^{シヤク}尤^モ深^シ蹤^キ跡^ニ、
 84 彌^シ尊^シ於^カ戲^ノ吾^ノ朝^ノ百^ハ王^ノ、依^リ此^ニ神^ノ之加^ニ護^ニ、十^ニ方^ノ、
 85 衆^ハ生^ハ預^ハ此^ニ尊^ノ之善^ニ巧^ニ、(○仍^テ)奏^{シテ}雅^シ音^ノ之妙^ニ典^ニ、可^シ唱^フ、
 86 讚^ノ揚^ノ之伽^ヲ陀^ニ矣[、]、
 87 和^ニ光^ト同^ニ塵^ト諸^ノ功^ノ德[、]甚^ニ深^シ廣^ク大^ニ不^レ可^ク量[、]
 88 衆^ノ生^ノ有^レ感^{無^ク}不^レ應[、]究^ニ竟^ニ令^レ得^ル大^ニ菩^ト提[、]
 89 南^ニ无^ク春^ニ日^ト四^ト所^ト大^ニ明^ニ神^ノ生^ニ々^ト世^ト々^ト值^ニ遇^ニ頂^ニ戴^ニ三^ト遍[、]
 90 第^ニ四^ト天^ト滿^ト大^ト自^ト在^ト天^ト神^ト者[、]文^ノ之^ト大^ト祖^ト道^ト之[、]
 91 本^ノ主^ト也[、]雄^ニ才^ト超^{ヘトモフ}倫[、]明^ニ智^ト照^ニ世^ト、寬^ニ平^ニ天^ノ子^ト有^レ知[、]
 92 人^ノ鑿^ニ簡^ニ擇^ニ無^ク私^シ、昇^ニ進^ニ不^レ拘[、]爲^ニ儒^ト宗^ニ、爲^ニ帝^ト師^ト、歷^ニ
 93 顯^ニ職^ト、歷^ニ温^ニ官^ト、累^ニ遷^ニ以^テ亞^ニ下^ノ台^ノ之^ト位^ト、高^ク進^ニ以^テ兼^ニ
 94 上^ノ將^ト之^ト班^ト、延^ニ喜^ニ之^ト主^ト登^ニ極^ノ之^ト初^ト授[、]以^テ三^ニ公^ト一^ト委[、]
 95

- 111 以^テ二万機^一、豈^ニ圖^{ラン}忽^{シテ}辭^ハ二東閣^一、遙^{カニ}赴^{カント}二西海^一、**葵蘭**欲^{トモ}茂^{モカラン}一
- 110 秋^ノ風^ハ吹^テ而^チ先^ヤ敗^ル、白^ク日^ハ欲^ム明^ク一、浮^ク雲^ハ掩^テ而^チ忽^シ昏^ク、蓋^シ
- 109 此^ノ謂^ク欺^ム、未^ダ得^ズ二東^ニ歸^ル一、遂^ニ告^グ離^レ憂^ム一、就^テ二其^ノ新^ニ憤^ニ建^{ニス}一
- 108 梵^ヲ宇^ニ、今^{ナリ}安^{ナリ}樂^{ナリ}寺^{ナリ}是^{ナリ}也^{ナリ}、暨^テ于^テ始^テ表^シ二神威^一、頻^ニ示^ス中^ニ
- 107 靈^キ託^ク上^ニ就^テ二其^ノ垂^ク蹟^一、殊^ニ崇^ム二冥威^一、先^ツ當^テ醜^ク酬^ル寺^ノ之^ヲ
- 106 鬼^ト門^ニ、早^ク爲^ス二伽藍界^ノ之^ノ鎮^ト守^ト一、思^フ佛^ノ法^ノ僧^ノ之^ノ長^ク久^ク一、
- 105 其^ノ名^曰二長尾明神^一、次^ニ中^ニ禁^ル鳳^ノ闕^ノ之^ノ北^ニ、右^ニ近^ク、
- 104 馬^ノ場^ノ之^ノ邊^ニ答^リ二曩^ノ志^一、分^ニ、點^シ二松^ノ壩^ノ之^ノ地^一、驚^ク新^ニ瑞^一、分^ニ、
- 103 祐^ヒ託^ク二菅家^ノ之^ノ廟^一、擇^ン二其^ノ草^ノ區^ノ境^一、号^ス二之^ノ北^ノ野^ノ宮^一、寬^ク弘^ク、
- 102 聖^ニ代^ニ翠^ク花^ク始^メ幸^ク正^ク曆^ク明^ク時^ニ文^ノ章^再飛^ヒ奇^ニ異^ニ
- 101 非^ス一歸^ス仰^ス無^ス貳^ス、於^テ戲^ハ大^ニ自^ニ在天^ノ威^ノ名[、]二^ニ十^ニ二^ニ一^一
- 100 社^ハ猶^シ稀^{ナリ}、觀^ル自^ラ在^ル尊^ニ功^ノ能^一、一^ニ十^ニ一^ニ面^ニ、是^レ勝^レ十六^ハ
- 99 万^ノ餘^ノ眷^ノ屬^ハ加^フ二兵^ノ威^一、征^ク伐^ク異^ク賊^一、一^ニ千^ニ八^ニ遍^ク神^ノ咒^ハ、
- 98 助^ケ二武^ノ功^一、降^ス伏^ス他^ノ敵^一、世^ノ界^ハ何^レ世^ノ界^ニ不^レ三^ニ廻^ニ、眸^一、日^日、
- 97 鑒^シ察^ス有^リ憑^ミ一國^ノ土^一、何^レ國^ノ土^ニ不^レ三^ニ現^ニ身^一、種^ノ種^ノ災^ノ惡^一
- 96 悉^ク滅^ク就^ク中^ニ嗜^ム二文^ノ筆^者一、殊^ニ憑^ム二其^ノ恩^一、患^フ二虛^ノ詐^ノ之^ノ者^一、

- 112 立^{コト}歸^{ニス}其^ノ實^ニ、時^キ災^ノ害^ク國^ノ之^ル病^ク患^ク无^ク非^ク其^ノ照^ル見^ニ、
- 113 無^シ非^ル其^ノ管^ノ領^ニ、是^ニ則^テ觀^ル音^ノ薩^ノ埵^ノ之^ル化^レ現^ル、衆^ノ生
- 114 濟^{ナリ}度^{ナリ}之^テ方^テ便^{ナリ}也、仍^テ以^テ禮^ノ樂^ノ之^ル音^ノ聲^ヲ、唱^ヘ伽^レ陀^ニ、
- 115 可^シ禮^ス拜^ス矣、
- 116 具^ス一^ノ切^ノ功^ノ德^ヲ 慈^ク眼^ヲ視^ス衆^ヲ生
- 117 福^ク聚^ル海^ノ無^ク量^ニ 是^レ故^ニ應^テ頂^ク禮^ス
- 118 南^ニ无^ク天^ノ滿^ル大^ト自^ト在^ト天^ノ神^ヲ生^ク々^ク世^々值^テ遇^ス頂^ク戴^ス三^ノ遍
- 119 第^ニ五^ノ清^ノ瀧^ノ權^ノ現^ル者^ヲ、託^テ宣^ス云^ク、我^レ是^レ准^ル胝^ニ・如^ク意^ノ輪^ノ
- 120 之^ノ分^ノ身^ヲ、沙^{カツ}竭^ラ羅^ノ龍^ノ王^ノ第^ニ三^ノ皇^ノ女^ヲ也、爲^メ三^ノ護^ニ
- 121 密^ツ教^ヲ、來^テ而^シ往^ス二^ニ此^ノ山^ニ云^ク々^ク、又^ク宇^ツ佐^ク宮^ヲ大^ク帶^テ姫^ヲ詔^シ宣^ス
- 122 云^ク、我^レ姉^ト妹^ト雖^モ多^ク、或^レ依^テ文^ノ殊^ノ之^ル引^レ導^ス、即^チ往^ス南^ノ方
- 123 無^ク垢^ク世^ノ界^ニ、或^レ酬^テ根^ノ本^ノ尊^ノ師^ノ之^ル誓^ノ約^ニ、垂^ル迹^ニ三^ノ密^ノ醍^ノ醐
- 124 峯^ニ云^ク々^ク、誠^ニ歸^ル根^ノ本^ノ尊^ノ師^ノ之^ル誓^ノ約^ニ、遙^ク影^ヲ向^テ笠^ヲ取^ル山
- 125 本^ノ宮^ノ峯^ニ、終^ニ示^シ佛^ノ法^ノ流^ル布^ル之^ル靈^ノ地^ニ、忽^チ流^シ出^テ醍^ノ醐
- 126 味^ツ達^シ池^ノ水^ヲ、住^ス二^ニ神^ノ泉^ノ池^ノ煙^ノ浪^ノ、現^シ善^ノ如^ク龍^ノ王^ニ、在^テ
- 128 室^ム生^ク山^ノ雲^ノ嶺^ニ、号^ス二^ニ雨^ノ滋^シ明^ノ神^ニ、尋^ク其^ノ本^ノ地^ニ者^ヲ、准^ル胝
- 129 如^ク意^ノ輪^ノ之^ル垂^ル迹^{ナリ}、准^ル胝^者本^ノ師^ノ牟^ム尼^ノ尊^ノ之^ル羯^ヲ磨^ス
- 分^{ナリ}身^ヲ、當^テ寺^ノ外^ノ護^ヲ誠^ニ有^ク二^ニ所^ノ以^テ一^ヲ乎[、]【^ボ字^ハ者^ハ悟^ル解^ス】

- 147 146 145 144 143 142 141 140 139 138 137 136 135 134 133 132 131 130
- 不可得之法^レ方^レ荼^レ羅^レ歸^レ之^一、誰^レ不^レ三^ニ生^セ覺^悟一^乎、
 根本^源尊師^大之^レ建^玉准^玉祇^堂也、即^レ是^レ鎮^國利^民之^レ
 懇^心誠^{ナリ}也、不^レ空^ニ成^就之^レ現^玉護^玉菩薩^ト也、寧^ロ非^ニ寶^祚
 延^長之^レ規^模一^乎、又^レ聖^如意^輪觀^世音^者、坐^三
 日^輪而^レ而^レ舉^テ都^表名^ヲ在^ニ南^方一^ニ而^レ施^テ寶^珠用^一、
 之^レ現^玉三^箇字^一也、忽^ニ顯^ニ福^智清^淨之^レ儀^一、金^剛
 寶^蓮之^レ成^三摩^耶一^也、得^ニ真^多妙^寶之^レ号^一、抑^ク
 天^照太^神者、三^密教^主大^日如^來之^レ垂^一跡^也、
 清^灌權^現者、自^レ宗^之外^ケ護^施一^无畏^者示^レ現^也、
 凡^レ觀^音者、大^日之^レ應^レ、故^不一^ニ而^レ兩^一神^也、權^現
 者^日神^之用^一、故[、]爾^一而^レ一^體也、是^レ以^レ如^意輪[、]
 儀^軌日[、]冥^攝一^切諸^佛菩^薩、顯^坐三^日宮^一殿^一觀^二
 四^天下^一、切^衆生^一云^々、何^一音^限一^吾寺^之三^代之^レ
 勅^願一[、]謂^三密^一宗^之守^護一[、]恐^レ是^レ百^皇之^レ祖^宗
 万^生之^レ依^レ賴^也、抑^一座^之講^肆、三^密之^レ法^一施[、]
 併^廻向^神道^一共^奉三^祈朝^庭一[、]伏^願、天^照太^神
 内^外二^宮、正^八幡^宮三^所權^現、賀^茂
 松^尾、平^野、稻^荷、春^日、大^原野、大^神

- 148 石上 大和 廣瀨 龍田 住吉 日吉
 149 梅宮 吉田 廣田 祇園 北野 丹生
 150 貴布祢大明神殊 清瀧權現 黒保 横尾
 151 白山、乃至三千餘座大小神祇、十二大天、
 152 五類諸天、十六大護、大夜刃持等、照臨道場、
 153 之虚空、納饗供物之上味、喰受甚深之法味、
 154 増益鎮護之威光、神德日新、皇化年久、瑤圖
 155 不動遙 伴天皇之一万八千、玉燭克調、鎮比
 156 時令於饗木臭金重、々々請 太上天皇御願
 157 圓滿、紛陽之水、約二千秋、姑山之嵐報、方歲、芝
 158 砌榭房西母獻壽、鶴禁猿獻上仙伴、征夷
 159 將軍、還算无疆、楡關之境惟穩、柳營之塵
 160 永収、加之神、兵振威、降伏殊俗之狼心、佛呈
 161 德、增長明王之鴻化、國土泰平、稼穡、穰
 162 兼復愍之結衆隨喜之等侶、預神明佛陀
 163 之擁護、歸現世當生之願望、乃至法界・平等
 164 利益、仍大衆同心唱伽陀、可三行三禮拜、矣、

- 175 174 173 172 171 170 169 168 167 166 165
- 若我誓願大悲中 一人不成二世願
我隨虛妄罪過中 不還本誓捨大悲
願以此功德 普及於一切
我等與衆生 皆共成佛道
南無清瀧權現勸請諸神生々世々值遇頂戴三遍
- 神分 祈願 六種 廻向
- 爰 五社講式者、奉蒙
貫首權僧正實一之嚴命、依古記之文字多漫滅、不顧
他人之嘲弄、忘自己之固陋、奉染毫之訖、
享保十八歲次癸丑孟夏十一角宿日曜日 金剛資澄翁謹書

「 9
界線」迄

(2) 『五社講式』の校異

本項目では、C本を底本に奥書のあるA B D E Fの諸本との校異を示す。明らかな写し間違いであっても、諸本の系統関係を示すために、そのまま校異とした。

一方、今紹介する醍醐寺本『五社講式』の諸本は、奥書がないものを合わせて十本確認できたが、原本や通海との関わりを示す奥書や識語の記述はない。したがって、通海撰述を間接的に証明するものは、第一章で説明したように、満濟による日記の記述と、E本の貞和五年の実濟による写本、そして本文と通海撰述の『清瀧権現講式』との共通性である。前稿で翻刻紹介した『清瀧権現講式』も通海の手になる原本はなかったが、通海が撰述した旨の識語があるためこちらは、通海作と判断した。

本項の校異は本文理解と書写の過程を表わす資料にもなるため、以下凡例を示し、校異箇所を示す。

校異翻刻凡例

- 一、該当する校異は、前項翻刻本文(C本)の冒頭行、該当する文字を「」に示し、「↓」以下は諸本A B D E Fを示した上で、校異の文字「」を示した。
- 一、校異の基準は漢字表記(異体字の違いは示さない)のみで、送り仮名や返り点、ルビ、合符、声点などは除外した。ただし、説明上必要な場合は適宜示した。
- 一、諸本本文の挿入記号(○)や見せ消し(ゝ)は、記号に従い訂正後の文章を採り校異に示した。
- 一、校異を示す上で異体字を通用の漢字に直したものは、前項冒頭に示した凡例に従う。ただし、旧字体と新字

5行目	「遍」↓A B D E 「反」、F 「返」
16行目	「四」上↓A D E 「而」挿入
18行目	「本願」 ^理 「尊師」 ^大 ↓A B D E 「本願」 「尊師」、F 「本願」 「大師」
19行目	「尊」↓F ナシ
24行目	「或」下↓F 「有」入る
26行目	「伸」 ^ク ↓B 「神」 ^ク D 「紳」 ^ク E 「抽」 ^テ
30行目	「太」↓B D 「大」
35行目	「蹟」↓A B D 「跡」
45行目	「典」↓E 「曲」
48行目	「遍」↓A B D E 「反」、F 「返」
50行目	「蹟」↓A B D E 「跡」
53行目	「太」↓D F 「大」
58行目	「時」↓E 「至」
64行目	「絲」↓E 「糸」

一、二行割注はへゝに示し、改行は／とした。
体が混じっている場合は、原文の通りとした。

- 68 行目 「遍」↓A B D E 「反」、F 「返」
- 69 行目 「太」↓D 「大」
- 70 行目 「神明」↓B 「明神」
- 71 行目 「近」↓E 「進」
- 83 行目 「臣」下↓D 「之」
- 89 行目 「提」↓A B D 「薩」
- 90 行目 「遍」↓A B D E 「反」、F 「返」
- 97 行目 「昏」^{クラ}↓A B D E F 「蔽」^{クラ}
- 98 行目 「憤」↓A 料紙裏に短冊切紙「憤^ハ墳^ハ字^ハ訛^ハ、墳^ハ墓^ハ也」貼付
- 100 行目 「蹟」↓A B D 「跡」
- 103 行目 A 料紙裏に短冊切紙「松壩〈壩字宜以音輒牆外之短垣、又或下田也、／松壩ハ趨クハ松ノ樹ヘタル土手之類也」貼付
- 104 行目 「祐」↓A 料紙裏に短冊切紙「祐〈恐^ハ啓^ハ字^ハ或ハ拓^ハ字^ハ訛^ハ／祐ニヒラクノ訓ナシ」貼付
- 104 行目 「草」↓A B 「早」、E 「甲」
- 104 行目 「之」^レ↓D ナシ
- 108 行目 「千」↓A B D 「十」
- 109 行目 「日」↓E 「々」
- 112 行目 「時」下↓F 「之」入ル

- 118行目 「遍」↓A B D E 「反」、F 「返」
- 120行目 「三」↓D 「之」入ル
- 124行目 「根本尊^{理源大}」↓A B D E 「根本尊」
- 126行目 「如」↓F 「女」
- 131行目 「根本^{理源大}」「尊師」↓A B D E 「根本」「尊師」、F 「根本」「大師」
- 134行目 「而學^テ都^テ」↓A B D 「都學」、E 「而學都」F 「而學都」
- 145行目 「庭」↓F 「廷」
- 146行目 「賀」↓A B D 「加」
- 156行目 「犧」下↓A B D 「兮」入ル（犧の文字が「犧」と「兮」の二つに分離した力）。なお、A料紙裏に短冊切紙「犧木昊金〈犧字下兮字宜^ル削^ル〉」貼付。
- 156行目 「々」↓E F 「重」
- 156行目 「太」↓E 「大」
- 158行目 「枿」↓F 「椒」
- 158行目 「征」の上↓E 「齡」、A料紙裏に短冊切紙「上仙伴○（此處下断字如何）」貼付。
- 160行目 「佛」↓A料紙裏に短冊切紙「佛（此處下^ス教字「」／○／或圖字如何^テ）」貼付。
- 169行目 「三遍」↓A B D E 「反」、F 「返」
- 171行目 ↓C E本、以下ノ記述ナシ、
- ↓A B D F本、以下「神分析願」入ル（A本を底本とし、声点は反映していない）

先神分析願

抑三密修行之処、五社神等法樂之砌ナレハ、冥衆定降臨影向テ、
然則奉ハ始テ外金剛部・金剛天等ヲ、三界所有天王・天衆・大日本國・王

城鎮守、諸大明神・天照大神・八幡大菩薩等、六十余州大小神
祇、殊別當所鎮守清瀧權現・長尾天神・部類眷屬・護

持佛子、當年属星・本命・元辰・本命・曜宿・北斗七星、諸宿曜
等炎魔法王・泰山府君・司命司祿・冥官・冥衆・當季行役

流行神等、乃至自界（↓F 冒頭カラココ迄ノ記述ハ、「抑天上下界天王天衆殊當園五社權現部類眷屬乃至六十餘州

大小神祇冥道自界」他方權實二類併爲法樂莊嚴
離業得道一、（↓F 「爲」入ル）一切神分般若心經丁 大般若經各丁

爲三國傳灯諸大師等、普賢行願皆令滿足
廣詞ヒルサナ宝号丁

奉始三代聖灵、為貴賤灵等皆成佛（↓D 「得」入ル）道（↓以上コノ行Fナシ） 尺迦牟尼宝号

爲聖朝安穩 天下泰平（↓以上ノ行ニF 「奉金輪聖王 天長地久」入ル）廣詞ヒルサナ宝号丁

爲伽藍安穩 興隆佛法（↓以上コノ行Fナシ） 尺迦牟尼宝号丁

爲院内安穩 諸人快樂 大聖不動明王丁（「大聖々」ニ代ワリ↓F 「成就圓滿」入ル）

（↓ココニF 「摩訶毘盧舍那如来 丁 釈迦牟尼宝号 丁」入ル）

爲乃至法界平等利益 觀自在菩薩 丁

(↓ココニF 「摩訶毘廬舍那如来 丁 釈迦牟尼宝号 丁」入ル)

次六種 供養淨タラニ 丁(直前↓Fナシ)

(↓ココニF 「供養淨陀羅尼一切諷誦 丁」入ル)

敬礼常住三宝 敬礼一切三宝

我今皈依(↓以下ココニF 「和光同塵 五社權現」) 今日所獻 香花灯明 供養恭敬(「恭敬」↓F 「無量」)

大慈大悲 哀愍納受 願於生々 以一切衆

上妙供具 供養无量(「大悲」カラココ迄↓F 「ナシ」) 无邊三寶 護持々々(「護持」) ↓Fナシ)

悉地円満(直前↓Fナシ) 自他同證 无上菩提 一丁

次廻向

所修功德 廻向三宝願海 廻向三界天人 廻向一切神等

廻向貴賤灵等 所修功德(以上コノ行↓Fナシ) 廻向聖朝安穩 廻向院内安穩(直前↓Fナシ)

廻向天下(直前↓Fナシ) 廻施法界 廻向无上大菩提 一丁

172 行目↓A B D E F本は左の奥書それぞれ入ル(A B D F本は神分の後に奥書入ル)

A本

右、五社講式予爲自明、以御本紙令書写畢、

于時寛延三^{庚午}年六月上旬

成身院権僧正演春

B本

右、五社講式予為自明、以御本紙令書写畢、

于時寛延三^{庚午}年六月上旬

成身院権僧正演春

右之本紙者、古僧正演春之御染筆也、當住少僧都英春ヨリ

令備用予為自明書写畢、

宝曆十一^{辛巳}年三月下旬

権大僧都照範

D本

于時明和三^{丙戌}年五月日、馳禿筆者

大僧都信隆

E本

^{（奥筆）}宝徳三年^{壬申}二月四日一交了、弘恵

貞治五年^{丙午}五月七日書了、執筆実濟

^{（奥筆）}九十年^二アタルサルノ才

F本奥書

右、醍醐寺五社講式密嚴院權僧正演省、依勸進書之、為
亡母聖靈七廻遠忌祈冥福法號雲照院圓空不欠、不顧
至愚秃筆者也、

于時宝曆第二^壬歲季夏

刑部卿卜部兼武

右、以萩原故二位揮毫、密嚴院御本拜寫、尤神分以下以他

本會釋寫書之云、介

寛政四年十月二十三日

求法小僧 晃深誌

(3) 校異にみる写本の特徴

本節(1)ではC本(澄翁本)を底本に翻刻した。本文の大きな違いは、末尾の「神分析願」「六種」「廻向」^{かいきやう}の部分である。A B D F本には付されているが、C本とE本には付されていない。神分析願とは、和語声明であり、道場に請じて読誦の功德を分かち与え、願主のために祈願を行うものである。この記述部分は、ほかの法会の神分析願とも共通する形式のものが多く、文章としての独自性は少ない。「六種」は形式の決まった供養文の旋律を唱えるもの、「廻向」は法会の終わりに功德が寺内に留まらず、広く及ぼされることを願い唱えるものである。

A本は成身院演春の写本であり、B本は照範によるA本の写本、D本は隆信の写によるが、これらの三本はおそらく五社講の際に読誦するために写したため、「神分析願」が記されていたと推測する。F本については、晃深の奥書によれば、祖本となる卜部兼武の写本に「神分以下」の記述がなかったが、晃深が「他本」から書写したと記されている。そのため、F本の記述だけA B D本と異なる表現になっている箇所がある。

「神分」には、「大日本国」「王城」の鎮守とともに、「当所鎮守清瀧権現・長尾明神」の醍醐寺鎮守が招請されている⁹⁰。『五社講式』第四段の「天満大自在天神」の式文には、「先當^{ツテ}醍醐寺之鬼門^{キニ}」⁹¹、早^{ウヂ}爲^シ伽藍界之鎮守^ト、思^シ佛法僧之長久^ヲ、其名曰長尾明神^ト（100〜102）と、天神を醍醐寺鬼門に祀ることにより「伽藍界之鎮守」とする⁹²とあり、「天満大自在天神」と長尾明神との縁起に関わる記述がある。

義演撰の『醍醐寺新要録』「長尾宮篇」は、満濟の日記を典拠にした説明が多いが、義演は長尾明神を鎮守に位置づけてはいない。起請文などには、「長尾・清瀧」がセットで罰神や御供の対象として登場するが⁹³、長尾明神を清瀧権現とならぶ鎮守に位置づけているのは、満濟の時代に両所を鎮守として、両社を揃えるかたちで元旦行事や法会を整備した点にも関わるのではないか。『五社講式』の「伽藍界鎮守」としての長尾明神については課題としたい。

また、神分の祈願句は対の形式で、「聖朝安穩 天下泰平」（ABD本）、「奉金輪聖王 天長地久」（F本）、「伽藍安穩 興隆佛法」（ABD本）、「院内安穩 諸人快樂」（ABDF本）など、朝廷や天皇、天下、伽藍や仏法、院内、諸人に対する祈願が述べられ、最後は「乃至法界 平等利益」（ABDF本）で終わっている。鎮護国家思想のもとに、王法仏法相依の関係を示す神分析願となっている。

さらに、大きな違いではないが、本章第一節でも説明したように、A本の料紙裏には本文の語句に関する意味を書いた短冊切紙が六枚貼られている。この短冊切紙の文字は、A本を書写した演春とは別筆であり、B本の照範の奥書には、英春所持の演春自筆本を書した旨が説明されていることから、英春筆の可能性がある。今一度、本文に対応する短冊切紙の語句の説明について確認する。

まず、第四段「天満大自在天神」の式文のうち、菅原道真が失意のなか大宰府で死去した際の墓についての説明

に関わるもので、本文は「就^イ其^ニ新^フ慎^ニ建^{ツル}以^テ梵^ノ宇^ヲ、今安樂寺是也」(98・99)の部分である。短冊切紙には、「新慎」の「慎」(98)の文字を「慎^ニ墳^ノ字^ヲ訛^リ、墳墓也」と、延喜三年(九〇三)に大宰府で菅原道真が遺言した墓に関する文章と解した上で、文字を訂正している。続く短冊切紙に関わる本文は、「次^ニ中^ニ禁^ノ鳳^ノ闕^ノ之^ノ北^ニ、右^ニ近^ノ馬^ノ場^ノ之^ノ邊^ニ答^ニ曩^ノ志^ニ一^ノ兮^ヲ、點^シ松^ノ壩^ノ之^ノ地^ヲ」(102・103)であり、託宣によって北野に道真が遷座した際の説明である。式文では、天皇の居所を意味する「中禁」「鳳闕」の北の右近馬場の辺りに、道真の「曩志」に答え、「松壩」(103)を選んだとある。この意味について、短冊切紙では「松壩(壩字宜以音輒牆外之短垣、又或下田也、/松壩ハ趨クハ松ノ樹ヘタル土手之類也」と、「壩」の意味を解説した上で、松の樹木が生えている土手であると説明している。さらに「祐^ニ菅^ノ家^ノ之^ノ廟^ヲ」(104)の「祐」については、「祐(恐^ハ啓^ハ字^ヲ或^ハ拓^ハ字^ヲ訛^リ/祐ニヒラクノ訓ナシ」と、文字の写し間違いを指摘している。写本の文字をよく読みながら式文を理解していることが分かる。

次の短冊切紙も式文の文意を捉えたものと考えられる。本文は第五段「清瀧権現」式文の一文である。第五段式文の終わりには、会場に神祇を勧請した後にその神徳や天子を讃える箇所があるが、そのうち、「鎮^ニ比^ニ時^ノ令^ヲ於^テ儀^ニ木^ノ吳^ノ金^ノ重^ヲ」(155・156)に関わる「儀」(156)の文字についてである。「儀木吳金(儀字下兮^ヲ字宜^ヲ削^ル)」と、「儀」の下の「兮」文字を削除する旨が記されている。C本には「兮」の文字は入っていないが、A B D本では「儀兮」と表記されていた。これは、おそらく旧字体の「儀」の文字が書写の過程で「儀」と「兮」の二文字に分離した結果、「儀兮」との表記になったと考えられる。「兮」(感嘆や強調の意)が入るかで、一、二点や読点、合符を打つ位置も違ってくるであろう。なお、本稿で翻刻した際は、原文のままに示した。

この式文の意味であるが、まず、主語と動詞をとらえると、鎮^ニえに「時令」(一年中の時節に応じて行なう政治上の行事の順序)を比^シせん(知らしめる)、となる。一方の「於^ニ儀^ニ木^ノ吳^ノ金^ノ重^ヲ」(一・二点は原文のまま)の意味

が取りにくく、英春の切紙では「犧木具金」を一つの単語に捉えている。漢字の「犧」には慈しみ養う(20209²)などの意味がある。また、五行の方位と季節として「木」(14415)を「東」「春」、 「金」(40152)を「西」「秋」に捉えると、東西(方角)と春秋(歳月)の意味を示すことから、これらは「時令」の空間と時間を表現するものとなる。また、「木」の前の「昊」(13799)は「そら」、「天の汎称」や「東の空」など空間を意味し、「金」の後ろの「重」(40132)は時間の積み重ねを表現するものとして解釈することができる。よって、変わらずにいつまでも「時令」を東西の天や春秋の重なりに慈しみ養うことを知らしめる、という意味となる。

続く式文は、同様の文脈にあるもので、「芝砌」^{セイシヤク}「榭房西母献壽」^{カシキヤ}、鶴禁^{エン}「巖上仙伴」^{トヒ} (E本「齡」)、征夷將軍、遐算^{カサンク}无疆^{クマリ}「榦關之境惟」^{カニ}「穩」^{カニ}、柳營之塵永^ク「収」(157・158)である。この式文に関して、「上仙伴○」(此處下断字如何)の切紙を貼付している。「上仙」とは、すぐれた仙人を意味する一方で、帝王の崩御も意味するため、文脈から解釈する必要がある。英春もおそらくそのように考え、切紙に「伴」の下の文字が「断字」であると書いたのではないか。切紙の「○」の部分については、E本に「齡」が入るため、補うと「上仙伴齡」となる。E本の存在を知らなければ、何を「伴」うのか、意味を捉えるのは難しい。

式文には、「芝砌」(後宮の庭)「榭房」(皇后の御所、皇后・后妃)には西王母が「壽」(命)を献じ、「鶴禁」(皇太子の宮)、「猿巖」(親王)に「上仙」が「齡」(寿命)を伴う、となる。「西王」と「上仙」がそれぞれ「寿」と「齡」を皇后、皇太子、親王らに与えるという意味となる。西母と上仙から、生命や寿命を与えられる存在として「猿巖」「榭房」が説明されている。続いて、征夷大將軍については、遙か「算」(命数、26446)が極まること無く、「榦關」(山海関、長城の尽きる「天下第一関」と称される)の境は穩やかに「柳營」(幕府・幕府の陣所の雅称)の「塵」(つちけむり、5388)を永く収めるであろう、と記している。中国河南省の要害の地である「榦關」

を喩えにしつつ、征夷大將軍の陣營が穏やかに戦を永く收拾することが願われている。

続いての式文「加^ミ之神^ミ兵振^{ウツ}威^{ウツ}、降^シ伏殊^シ俗^シ之狼心^ウ、佛呈^シ德^シ、増^シ長明王之鴻^ウ化^ウ、國土泰^シ平、稼^カ穡^シ豐^シ穰^シ」
 (160・161)のうち、切紙では「佛」(160)に対し、「佛^ハ此處^ス下^ス教^ズ字^ニ」^ス／○／或^ハ圖^ハ字^ヲ如何^シ」との注をつけ、「佛」の下に「教」か「圖」の文字が入るか、としている。他本に文字は入っていないが、英春はおそらく「佛陀」と紛らわしいため、「佛教」や「佛圖」などの単語を想定したのかも知れない。この式文は『五社講式』の目的を述べた重要な箇所でもあるが、意味については第一章第一節(1)でも説明したため省略する。

以上が『五社講式』の校異からみる各写本の特徴である。特に神分析願をつうじたA B D本とF本との関係と、演春自筆のA本を英春が読み進めるなかで記載したと思われる短冊切紙について説明した。A本には他にも朱で校訂の跡があり、英春による書き込みと推測される。

おわりに

本稿では、通海の醍醐寺における位置とその思想を考察する手掛かりとして、醍醐寺所蔵の通海撰と想定される『五社講式』の翻刻と紹介を行った。『五社講式』の奥書には通海撰述とする記述がなく、「はじめに」では、何故、三寶院門跡の満済が「通海僧正作の五社講式」の存在を知り得たのか、という問いを立てることにより、第一章で考察を試み満済と五社との関係を明らかにした。

満済が通海撰述の『五社講式』と関わったのは、金剛輪院の五社明神を金剛輪院鎮守とすべく法会を整備する過程において、「通海僧正作」を知ったのではないか。満済の醍醐寺座主や東寺長者など宗教権門の長としての活動

は⁹³、政治面のみならず寺家内の法流相伝や教学面においても重要な役割を果たし⁹⁴、満濟以降、醍醐寺座主が室町殿と猶子関係をもつ三宝院院主の補任に限定されるようになった⁹⁵。三宝院門跡による三宝院流正嫡や醍醐寺座主の相承と金剛輪院五社の鎮守化は、一見、何の関係もなくみえるが、そうではない。

室町時代の金剛輪院の組織と機能について考察された藤井雅子氏によると、金剛輪院は賢俊（一二九九〜一三五七）が住房として以降は座主房として機能し、院内には三宝院門跡の組織が置かれたという。法身院は洛中における三宝院門跡の住房であり、金剛輪院は醍醐寺内の住房とされた。金剛輪院経蔵には本尊聖教類が納められ、三宝院門跡の次期継承者に対し伝法灌頂を授ける場として機能し、義演の時代には、三宝院門跡が醍醐寺を統括する場として金剛輪院の継承が念頭に置かれていたと指摘される⁹⁶。

これまで、醍醐寺の金剛輪院といえ、座主房として設えられた会所の座敷建築や、会所における諸芸能が注目されてきた。金剛輪院の会所は、永享元年（一四二九）に立柱上棟され、翌年三月には月次連歌が開かれたり、將軍足利義教が花見をした際には同朋衆の立阿弥が飾り付けを行うなど、室町文化史上、重要な場と位置づけられている⁹⁷。確かに京郊外の座主住房の金剛輪院における唐物趣味の披露や連歌会の催しは、たんなる場の提供ではなく、法会以外で僧侶と世俗とが交流する場にもなった。満濟の政治性は、洛中の法身院のほか、金剛輪院の会所における接待の側面からも発揮されたと思われる。

満濟が醍醐寺座主として安定するには、三宝院流嫡流からの相伝を必要とした。三宝院流は憲深以降、通海や満濟が属す定済方と憲深方に分かれ、「憲深僧正嫡流」であると認識されていたため満濟は、自らの三宝院門跡に三宝院嫡流を復興を意図し、報恩院流（憲深方）に伝わる秘法・大法・秘事・口決を相承し⁹⁸、憲深方を相伝していた隆源から段階を踏みながら皆伝していった。さらに三宝院に所縁のある聖教の収集や、各法流の伝受を求め、三

宝院門跡（定済方）が法流正嫡に匹敵することを内外に示し、正嫡たるべき座主の相承を確実なものにした点が指摘されている⁹⁹。このような満済の活動は三宝院流嫡流獲得のためであるが、定済方の三宝院門跡に安定的に相伝していくためには、他流にはない定済方としての独自性を出す必要も生まれたと思われる。

満済が通海撰述の『五社講式』を五社講で用いたり、五社明神を金剛輪院の鎮守として興隆したり、通海撰述の『大神宮参詣記』を修学し、伊勢における神宮法楽の復興を試みたのは、他流にはない国家護持や衆生救済の方法であり、金剛輪院はその拠点として構想されたのではないか。そして、定済方の法脈を伝える上で、金剛輪院における五社明神は、三宝院門跡を鎮護するのにふさわしい神として整備されたと考えられる。

前稿で通海撰述の書には、鎌倉時代後半のモンゴル帝国の日本遠征による影響のもと、「異国」に対峙する仏法と神明が登場する点は確認できるが、あまりにもそれが強調される側面がある点を指摘した。「戦争叙述」でもある「蒙古襲来」の言説は、異国に対する討伐観や神観念を造型するものであり、「蒙古」の次に異国が対馬を襲った「応永の外寇」は、当初、明や朝鮮に対する異国観が社会不安とともに復活し、満済は伊勢の法楽寺や法楽舎における神宮法楽を復興していった。しかし、満済はそれ以前から洛中法身院の五社や金剛輪院の五社明神を興隆し、五社講や五社法楽などの法会を営んでいたのである。神明と仏法とが相補的な関係をもつとする通海の思想は、災害や飢饉、外寇や怪異など人知の及ばない現象、政治では対処できない出来事に対峙させるのにふさわしい神仏観を有していたと考えられたのではないか。五社明神を祀る金剛輪院五社は、三宝院門跡の新たな鎮守として満済によって構想されたと思われる。ただ、法身院と金剛輪院の五社の関係については、今後も検討が必要である。

文明二年（一四七〇）大内政弘の軍勢によって金剛輪院や灌頂院が焼失するが、十六世紀末に豊臣秀吉の支援を得て当時の醍醐寺座主の義演が再興し、居住の場所とされた。金剛輪院新造の際は「宝池院ノ旧跡¹⁰⁰」に綱張され

たという。宝池院はかつて定濟が住房とした院家であったが、新しい金剛輪院の敷地となった事が分かる。

義演はこの殿舎を一貫して「金剛輪院」と称していたが、現在は三宝院と称されている。江戸時代から近代にかけて数度の再編成や修理があったが、現在も三宝院灌頂堂の北には五社明神社殿（五間流造）と拝殿が建てられている。この社殿は明和・安永年間（一七六四～一七八一）の護摩堂の移築と改造の時期と同時期のものとされる¹⁰¹。義演が金剛輪院を再興した際に社殿と五社講も再興されたのかは不明であるが、第一章第二節で紹介したように、寛文十一年（一六七二）に五社が遷宮され金剛輪院鎮守として再興されたことから、それ以降も祀られたと思われる。

以上、考察したように本稿で翻刻・紹介した『五社講式』は、奥書や識語に通海撰述の記述がなく、満濟に付法した実濟の写本や満濟が知る「通海僧正作の五社講式」の存在が、逆に満濟と金剛輪院五社との関係の特殊性を際立たせることになった。また、通海と満濟は偶然にも「蒙古襲来」と「応永の外寇」という対外危機を迎えた時代の僧侶である点も、両者を結びつける契機となっている。今回、『五社講式』の紹介に留まり、五社明神の意味や通海の神明思想までは分析を進められなかったが、この点については次稿を期したい。

〔付記〕 本稿の執筆にあたり総本山醍醐寺より史料紹介に際してのご許可を賜りました。記して謝意を表します。また、執筆にあたっては諸学兄弟からのご教示を得ましたこと、心より感謝し申し上げます。なお、本稿は日本学術振興会科研費（基盤研究C）課題番号 2020K00104 の研究成果の一部である。

- 1 本稿で分析する『五社講式』は『醍醐寺文書』（東京大学史料編纂所架蔵写真帳）に所収されている。各函番号は第二章第一節で紹介する。
- 2 松本郁代「通海撰『清瀧権現講式』の紹介と翻刻―通海による清瀧権現と三宝院流」（『横浜市立大学論叢 人文科学系列』七三（一）、二〇二二）。なお、通海撰述の聖教や記録については「通海撰『清瀧権現講式』奥書の分析―梵舜筆写の意味と上醍醐との交流を中心に」（『横浜市立大学論叢 人文科学系列』七二（三）、二〇二二）、「室町期における通海撰『太神宮参詣記』引用「伊勢大神宮事」の紹介―清済の神宮法楽復興と足利義持参宮にみる「伊勢の神」」（『横浜市立大学論叢 人文科学系列』七四（一）、二〇二三）で紹介し考察を試みた。
- 3 以下、『満濟准后日記』は『統群書類従』補遺一・補遺二（統群書類従刊行会、一九八〇・一九八一）を典拠とする。
- 4 たとえば小嶋鉦作「大神宮法楽寺及び大神宮法楽舎の研究」（『伊勢神宮史の研究』吉川弘文館、一九八五）では、「金剛輪院の創建は通海の時代であって、この創建と通海とは最も密接なる関係があり、恐らく通海の建立にかかるとであろう」（一五四頁、注（九））とある。
- 5 成賢撰『薄双紙』「愛染王法（付三十七尊記之）」の識語には、「建保四年十二月六日以御本書點了／沙門憲三十五、一校了／正嘉元年九月二十八日以御本書點了、／金剛佛子宗圓三十四」（『大正蔵』No. 2495 in Vol. 78¹ T2495.78.0677c28 - T2495.78.0678a02）。
- 6 憲深の動向については田中悠文「報恩院憲深僧正年譜―頼瑠をふくむ人々への法流伝授を中心に」（三派合同記念論集編集委員会編『新義真言教学の研究』大蔵出版、二〇〇四）参照。
- 7 『醍醐寺新要録』卷第十二「寶池院篇」所収「一伝法灌頂事」。通海は当初「宗圓」と称した。本書は義演（一五八八―一六二六）が慶長九年（一六〇四）に着手し元和六年（一六二〇）十月に完成させた。以下、総本山醍醐寺監修、醍醐寺文化財研究所

編『醍醐寺新要録』上・下（法蔵館、一九九一）を典拠とする。

- 8 三宝院は、正治二年（一一二〇）、貞永元年（一一三二）、文保二年（一一三八）、文明二年（一四七〇）の四度の火災に遭っている。貞永元年の火災で経蔵と宝蔵だけが残り、その後、憲深座主の時に屋舎が宮作されたが不十分な状態で、定濟が座主の時に灌頂堂が新造された。しかし、その後も再建と焼失を繰り返す（『醍醐寺新要録』巻第十「三寶院篇」所収「回録類」「造営類」）。以下、鎌倉時代末期から南北朝時代における三宝院流と三宝院の問題およびその後の展開については、藤井雅子「中世における三宝院門跡の確立と存続」（永村眞編『中世の門跡と公武権力』戎光祥出版、二〇一七）、同「三宝院・三宝院流と醍醐寺座主」（『南北朝期における三宝院門跡の確立』（『中世醍醐寺と真言密教』勉誠出版、二〇〇八）など参照。
- 10 永仁二年四月四日付、憲淳宛「伏見天皇綸旨」（『醍醐寺文書之一』二三八号）には、「醍醐寺三宝院事、面々雖申子細、強不叶相承之理歟、所被申、非無其寄之上者、所詮就憲深僧正嫡流、可令管領給者、依天氣、執達如件」とある。以下、『醍醐寺文書』刊本は東京大学史料編纂所編『大日本古文書 家わけ第十九 醍醐寺文書』（東京大学出版会、一九五五）を典拠とする。
- 11 藤井雅子「中世における三宝院門跡の確立と存続」（前掲注9書）、佐藤亜莉華「醍醐寺における法流相承と文書・聖教の生成」（『古文書研究』九一、二〇二一）参照。
- 12 『満濟』永享元年十一月一日条、永享六年七月十三日条。住宅建築史の川上貢氏は、金剛輪院の常御所兼会所を座敷飾りの道具立てのために押板・違棚・附書院が恒常的に固定された早い例に挙げている。『禪院の建築』（河原書店、一九六八）参照。
- 13 松本郁代「鎌倉中期における天照大神の密教化―通海による「異国」の認識と清瀧権現をめぐる―」（『皇學館大学研究開発推進センター紀要』九、二〇二三）など。通海の父隆通は第四八代祭主、大中臣輔親（九五四〜一〇三八）を祖とする輔親流に属す祭主家であり、兄弟の隆世、隆蔭も祭主を務めている。『中臣氏系図』には「母京都官女」とある（『群書類従』第五輯、続群書類従刊行会、一九九七）参照。

- 14 同時期に異国御祈を伊勢に奉じた僧侶は数多くいるが、大神宮法楽寺を介して伊勢と地縁をもち、亀山天皇の踐祚後に法楽寺が勅願寺となり、文永元年（一二六四）九月三十日に長日二宮法楽が命じられている点で、神宮との特別な関係をもっていたといえる。多田實道『伊勢神宮と仏教』（弘文堂、二〇一九）参照。また、応永十三年（一四〇六）正月十一日付「法印権大僧都弘尊置文写」には、「相尋由緒由来 処、其以往去正安年、醍醐寺座主通海大僧正和高位以来、三宝院家御門跡御祈禱師職者、當時外宮樸木龍若大夫定庭神主是也」（『鐫矢伊勢宮方記』上、『増補大神宮叢書』二宮叢典 前編）吉川弘文館、二〇一三）と、正安年間（一二九〇～一三〇二）以降、通海が「三宝院御門跡御祈禱師職」であったとする。また、同文書には、「祖師僧正通海」が「龍宮洞」と号す方丈を閑居として、そこを在所としていたとある。
- 15 小嶋鉦作「大神宮法楽寺及び大神宮法楽舎の研究」（前掲注4書）、但し初出は一九三二年（大正十一）に発表された原題「通海権僧正事蹟考」であり、その翌年十二月に小嶋氏は兵役に服されている。執筆の背景に時代的なイデオロギーを読み取るべきであるが、現在も「蒙古襲来」を語る際のイデオロギーとして影響を与えている点から、研究史の一つに位置づけられている。
- 16 『醍醐寺新要録』巻第十一「岳西院篇」所収「院務次第」によると、定耀が定済から譲与された院家である。賢俊は定耀資の定超に三宝院門跡諸職等事を条々注し置くなどしている。（『醍醐寺文書之六』一二五八号、観応二年正月十四日付光済宛「前大僧正賢俊書状」）。また、岳西院流は声明の法流で玄慶を祖とする。
- 17 全文は本稿第二章第二節（1）の翻刻を参照のこと。
- 18 以下、『五社講式』式文を本文で引用する際は本稿第二章第二節（1）翻刻文字列の行番号を付す。
- 19 『醍醐寺文書』第一七六函十八号。なお、本書については松本「鎌倉中期における天照大神の密教化―通海による「異国」の認識と清瀧権現をめぐる」（前掲注13論文）、「室町期における通海撰『太神宮参詣記』引用「伊勢大神宮事」の紹介―満済の神宮法楽復興と足利義持参宮にみる「伊勢の神」」（前掲注2論文）でも一部紹介した。
- 20 永仁五年閏十月二十日付「権大僧都通海授定什伝法灌頂印信明案」（『醍醐寺文書之二』三五二号）

- 21 このほか醍醐寺所蔵『伝法灌頂師資相承血脉』の「大僧正定濟」の付法弟子として「通海—宰相権僧正」、左傍注に「嘉元三—十一—五—入—七十二」と記されている点からも一致する。
- 22 『醍醐寺新要録』巻十四「座主并法流血脈篇」。なお、賢助後継をめぐる賢俊と聖尊の関係については、今川佳世子「醍醐寺遍智院をめぐる三宝院賢俊と遍智院宮聖尊の相論について」（『駿台史学』四、二〇〇四）、小池勝也「鎌倉末期から南北朝期にかけての聖尊法親王の動向—三宝院流定濟方の分裂とその影響」（『鎌倉遺文研究』三七、二〇一六）参照。
- 23 『参詣記』には弘安四年（一二八一）六月に「異国降伏ノ御祈」した際に「祭主院宣ヲ承リテ、祠官共ニ祈請シ」、「通海法印又院宣ヲ承リテ内法ニツキテ、直ニ法楽舎ニ下着シテ御祈ヲ始ム」とあり、この院宣の主を龜山上皇に比定している。小嶋鉦作「大神宮法楽寺及び大神宮法楽舎の研究」（前掲注4書）参照。
- 24 『醍醐寺文書』二九三函、『醍醐寺文書記録聖教目録』三四下、三百六十函（六）（二〇）（『大日本史料第六編之四十八』所収「南朝天授二年 北朝永和二年雑誌 学芸」、東京大学出版会、二〇一二、二二四・二二五・二二九頁）参照。
- 25 佐藤亜莉華「三宝院門跡満濟と報恩院隆源—法流相承をめぐる」（『史艸』五七、二〇一六、一三九頁）参照。
- 26 松本「通海撰『清瀧権現講式』の紹介と翻刻—通海による清瀧権現と三宝院流」（前掲注2論文、一二六—一三〇頁）参照。
- 27 『五社講式』が成立した嘉元二年（一三〇四）夏の時点の上皇は、後宇多院、伏見院、後深草院、龜山院の四上皇である。このうち、後深草院は五社講開始直後の嘉元二年七月十六日に崩御している。後嵯峨院以降の上皇で、通海が「嘉元上皇」と表すのは、異国降伏御祈の院宣を出した（『参詣記』）龜山院を指すと考えられる。
- 28 『清瀧権現講式』の至徳二年（一三五八）七月十九日の超濟の奥書には、「此式者、依_レ无_レ披露_二不_レ流布_一問_レ不_レ知_レ人、文章甚深殊勝、凡當流之祖師作也」と説明されている。
- 29 「神兵」は『後漢書』卷七一「皇甫嵩伝」にも登場するが、通海が対異国に用いる意味とは異なる。
- 30 「殊俗帰風」（『帝範』第一編「務農」）とは、風俗の異なった外国が教化に従い帰服する、という意味である。（諸橋轍次『大漢

和辞典』(1651「殊」、七四八頁) 参照。

31 松本「鎌倉中期における天照大神の密教化―通海による「異国」の認識と清瀧権現をめぐって」(前掲注13論文)。なお、伊藤聡「中世における古代神話の継承と変容」(神道の形成と中世神話) 吉川弘文館、二〇一六)では、中世における神功皇后譚(『八幡宇佐宮御託宣集』『八幡愚童訓』(甲本))を、元軍の撃退を神話的に正当化するものに位置づけ、「蒙古襲来」を契機に独特な成長を遂げた神功皇后譚のなかでも、特に新羅蔑視が強調されたと指摘される(二八四・一八五頁)。

32 村山修一『天神御霊信仰』(塙書房、一九九六) 参照。

33 松本「室町期における通海撰『太神宮参詣記』引用「伊勢大神宮事」の紹介」(前掲注2論文) 参照。

34 以下、特に断らない限り法身院の所在地と行事については、服部幸子「中世醍醐寺における法身院と満済に関する一考察」(大桑斉編『論集 仏教土着』法蔵館、二〇〇三)、山岸常人「醍醐寺院家の建築的構成」(『中世寺院の僧団・法会・文書』東京大学出版会、二〇〇五)、藤田盟児「室町前期の主殿系建築」(鈴木博之編『中世的空間と儀礼』東京大学出版会、二〇〇六)、藤井雅子「三宝院門跡と門徒―主に室町時代を中心に」(『日本女子大学紀要 文学部』六五、二〇一六) 参照。

35 『満済』応永三十二年正月一日条に「寺住越年当年始也、年来雖其志京門跡事依難打捨、三十年之間不遂本意」キ、旧冬申談宝池院、心安寺住、年始勤行以下如年来所存、多幸々々」とある。

36 森茂暁『満済』(ミネルヴァ書房、二〇〇四)、吉田賢司「親政の開始」(『足利義持』ミネルヴァ書房、二〇一七) 参照。

37 服部幸子「中世醍醐寺における法身院と満済に関する一考察」(前掲注34論文) 参照。

38 三島暁子「將軍家天神講と奏楽」(『天皇・將軍・地下樂人の室町音楽史』思文閣出版、二〇一二) 参照。

39 『師守記』貞和五年三月十四日条には「今夜戌剋鎌倉前大納言(尊氏卿/征夷大將軍)宿所土御門東洞院焼亡、武士等多馳参云々、天神社并侍所相残云々、不及他所炎上他、彼第許也、禁裏近之間、公卿・殿上人多被馳参、然而無程静謐之間、無為、神妙く」(『師守記 第四』続群書類従完成会、一九七〇) とある。

- 40 『師守記』貞和五年八月二十五日条に「是日於三寶院僧正賢俊宿所、有天神講、將軍已下被渡之」（『師守記第五』統群書類従刊行会、一九六二）とある。
- 41 服部幸子「中世醍醐寺における法身院と満濟に関する一考察」（前掲34論文）参照。
- 42 『満濟』永享二年正月一日条「自夜前晦、移住灌頂院、後夜鐘以後洗手面、作法向西、常如」とある。金剛輪院における行事は、「婦金剛輪院」「金院」などの表現により判断した。
- 43 下醍醐寺を中心とする元旦行事は、『下醍醐年中行事』上（慶長九年奥書）と『山下寺家年中行事』（天文二年奥書）によると、①鎮守清瀧宮理趣三昧、②十院家結番次第、③金堂朝拜、④二天講（中門下）、⑤清瀧宮御節供、⑥神供（清瀧宮両社二膳、小社の白山・横尾・黒保・八幡四膳、長尾一膳、聖僧一膳）、⑦清瀧宮例時である。これらは下醍醐諸堂塔のものであり醍醐寺全体のものではない。また、金剛輪院五社の行事はない。永村真「醍醐寺所蔵『下醍醐年中行事』」（『醍醐寺文化財研究所 研究紀要』九、一九八七）、義江彰夫「醍醐寺所蔵『山下寺家年中行事』」（『醍醐寺文化財研究所 研究紀要』十、一九九〇）参照。
- 44 『満濟』応永三十三年正月一日条。
- 45 田村圓澄『仁王経』と国王」（『古代国家と仏教経典』吉川弘文館、二〇〇二）参照。
- 46 以下、『秘鍵』については、a 松長有慶『空海般若心経の秘密を読み解く』（春秋社、二〇一三）、b 同『訳注般若心経秘密鍵』（春秋社、二〇一八）を参照。
- 47 道範『般若心経秘鍵開宝鈔』、頼瑜『般若心経秘鍵開書』、杲宝『般若心経秘鍵開書』であるという。松長b本（前掲注46書）参照。また阿部龍一氏は論文「玄奘三蔵の投影—「真言八祖行状図」の再解釈」のなかで、「般若心経と病者をつなぐもの」として「空海行状図」に描かれた画面左下の場景を『秘鍵』の上表文に基づくものとし、「空海行状図」で最重視されている嵯峨天皇の金字般若経書写と空海による講経の場面は、この靈験譚（引用者注※筆者の説明を借りれば「疫病による死者や病者が瞬時に回復する靈験譚（二四二頁）」）が生まれて間もない頃（引用者注※上表文のみの写本が成立した十二世紀半ば）に「真言八祖

- 行状図」に取り入れられたものと考えられる」（二二六・二二七頁）と指摘される（佐野みどり・加須屋誠・藤原重雄編『中世絵画のマトリックスⅡ』青簡舎、二〇一四）所収。また、宮家準氏は「稲荷信仰の展開と修験―護符を中心に」のなかで、近世の修験者が、狐憑きによる病人に「秘鍵」を誦し慈救呪を唱え、各身体に憑いた狐を落とす「邪氣加持口伝」を紹介されており（『朱』四八、二〇〇五）、身体を冒す病や憑き物に用いられている。
- 48 齋藤英喜『荒ぶるスサノヲ、七変化』（吉川弘文館、二〇一一）参照。
- 49 下坂守「神宝「勅板」と祇園会」（『中近世祇園社の研究』法蔵館、二〇二二）参照。
- 50 たとえば、北山第で「百王事」について尋ねた際に吉田兼熙が「百字只衆多之数也、全非百之遊歎」（『吉田家日次記』応永九年七月二十二日条）と答えるなどしている。吉田家とは関わりがあったが、義満は神道に淡泊であったとされている。吉田神道の政治的台頭については、今谷明「足利義満の王権篡奪過程」「室町時代に於ける宗教と国政」（『室町時代政治史論』塙書房、二〇〇〇）参照。
- 51 『満濟』永享四年九月十四日条には「自吉田神主兼富方、松茸栗折進」之」とある。
- 52 『醍醐寺新要録』巻第二「山上清瀧宮篇」所収「疊敷様事」参照。
- 53 『醍醐寺新要録』巻第八「清瀧宮篇」所収「吉田神主登山事」参照。なお同書「吉田神主入寺事」には、文明十六年（一四八四）十二月二十四日に吉田神主が入寺し宿坊を中性院としたとあり、そこに「応永度ハ吉田方ノ沙汰文明」と記されている。
- 54 また清瀧宮と吉田家の関係については松本「通海撰『清瀧権現講式』奥書の分析―梵舞筆写の意味と上醍醐との交流を中心に」（前掲注2論文）で論じた。
- 55 高取正男「御霊会の成立と初期平安京の住民」「御霊信仰を理解するために」（『民間信仰史の研究』法蔵館、一九八二）参照。
- 56 永村眞「中世醍醐寺の教相と論義」（『中世醍醐寺の仏家と院家』吉川弘文館、二〇二一）参照。満濟は上醍醐御影堂における毎月「論義」を「大師之法楽」のために始め、「密講経」「密ノ論義」を勤修したという。また、正和五年（一一三六）七月十八

日付「後宇多院院宣」では「諸寺諸流之学侶」が出仕し「小野一宗之談話」をする旨が出されていた。さらに、鎌倉時代中期から室町時代中期において途絶と再興を繰り返した「清瀧宮談義」では「密宗之談義」が催され、「清瀧宮談義」では「密」の論義が勤修された。また同時期には当時や高野山でも「密」の談義の創始や再興が行われたとされる。

57 『満濟』応永三十三年（一四二六）二月八日条に「自今日於金剛輪院彼岸中舍利講始行、法華每日一卷誦誦、同音、次舍利講供養法式也、壇上安舍利塔、前菓子等六合供之、此等ハ皆安食庄役也、五社御供弁備同庄役、式理性院僧正、伽陀超慶、讚実有僧都、四智・心略・不動、散花光永法印」とある。安食庄は尾張国春部郡にあり、延喜十四年に統正王が醍醐寺に施入したとされ（『醍醐雜事記』十五所収）『宝藏文書櫃目錄事下』、鳥羽院御願により定海が建立した灌頂院での行法や結縁灌頂大会など、鎮護国家と禅定仙院のための料所とされた（『醍醐寺新要録』卷第十二「三寶院篇」所収「院領類」）。

58 「尾張国安食庄文書目錄并文書案」（『醍醐寺文書之十三』二八四三号）。なお、安食庄絵図については、弥永貞三・須磨千穎「醍醐寺領尾張国安食庄について—新発見の相論絵図をめぐる—」（『醍醐寺文化財研究所 研究紀要』五、一九八三）参照。

59 「法身說法」とは「真理としての法そのものが、説法していること。肉身の仏は、時・場所・人によって教の一部を説いたが、そのようなことにかかわりなく永遠に説いていること」、「即身成仏」とは「凡夫といえども現世にさとりを開いて覚者（ブツダ）になりうるということ。現在この肉身のまままでさとりを開くこと」（中村『佛教語大辞典』東京書籍、一九九七）参照。

60 大鹿真央「東密『瑜祇経』註疏における自性障と微細妄執」（『印度學佛教學研究』六十九（二）、二〇二一）参照。

61 土居夏樹「三種即身成仏について」（『智山学報』六九、二〇二〇）参照。

62 「三種即身成仏」とは、理具・加持・顕得の三種成仏を指し、東密ではそれぞれの流派で異なる見解があったという。土居夏樹「三種即身成仏について」（前掲注61論文）参照。

63 服部幸子「醍醐寺満濟の准后廳と房官に関する一考察」（『大谷大学大学院研究紀要』二十、二〇〇三）参照。また、世間者別当官は醍醐寺房官でもあったという。

- 64 以上、藤井雅子「室町時代における三宝院門跡の実態」(『中世醍醐寺と真言密教』勉誠出版、二〇〇八) 参照。
- 65 以下、実済については、『五八代記』「第二十実済」(佐和隆研「五八代記」『醍醐寺文化財研究所紀要』四、一九八二) 参照。『五八代記』は義演が記したものである。
- 66 親応元年十一月二日付「遍智院・伝法院等相承文書案」(『醍醐寺文書之十四』三三〇号)。
- 67 文和二年正月七日付「前大僧正賢助讓状案」(『醍醐寺文書之六』一二三七号)。光済の活動については橋悠太「南北朝期における醍醐寺三宝院光済と室町幕府」(『日本史研究』六二六、二〇一四)、小池勝也「南北朝末期の醍醐寺三宝院と理性院院主」(『日本歴史』八一三、二〇一六) 参照。
- 68 以下、『醍醐寺文書』函番号で示す文書は、東京大学史料編纂所架蔵写真帳による。
- 69 英春は、宝暦七年四月に権律師から権少僧都の許状、宝暦十一年十一月に権大僧都の許状を得ている(『醍醐寺文書』第五八函一六四号・一六五号)。奥書に「少僧都」とあるのは「権少僧都」が正しい。宝暦十二年(一七六二)には権大僧都として後七日御修法の伴僧として出仕(「後七日御修法僧注進状案」『醍醐寺文書之六』一〇八一号)。また、演春は宝暦五年(一七五五)に『光明真言法』の初重を書写し、英春に伝授し校合した本を与えている。「此初重次第十輪院英春爲自明書／写、傳授令授與畢、／宝暦五年^レ年八月中旬、権僧正演春」とある(『醍醐寺文書』第二六九函一五(二)号「光明真言法」)。
- 70 享保十九年(一七三四)時点で、年齢は三十五歳、戒二十五年、「法印権大僧都演春」成身院中将として法会に参加している(「曼荼羅供職衆交名案」『醍醐寺文書之十』二三六二号) 参照。
- 71 『野沢血脈集』卷第三「第四十四実雅」(『真言宗全書』三九、真言宗全書刊行会、一九三四、三九六頁) 参照。
- 72 『醍醐寺新要録』卷第十二「成身院編」所収「草創事」参照。
- 73 「佛生會講式」(『醍醐寺文書』第二二四函一六号) 奥書は次の通り。
以東寺西院作法、自年^{延永}於法身院令始行者也、

醍醐方灌佛作法未見及、追相尋違事在者可改之、

法務御判

于時慶長九年^{甲辰}、借渡東寺西院式頓寫之、今年初而

令執行畢、右作法、法身院准三宮御筆寫之、

准三后法務御判<sup>享年
并書七</sup>

右此式者、三寶院准三后義演御自毫、寫之訖、

元禄五^{壬申}年四月三日 法印権大僧都賢晃

此本者、從岳西院演靜法印令借用、予私書寫畢、

寛延四年^{辛巳}年五月日 權僧正演春

右上件之奥書、宝幢院・岳西院・成身院三本借用之、今般

書寫再三校合之了、

宝曆二壬申年五月二十八日参宿日曜

金剛仏師澄翁

寛政四年壬子四月七日、以故山務澄翁僧正御本、早卒拝寫

點校訖、且又、高野山所用之本、密年寫讀之間、以之
今度校合、此大同少異也、仍為後編撰備之。 密門塵芥見深誌

文化六己巳年六月八日寫焉、^{翌日一交修點了、}

新坊現主恩海

また、講式本文の末尾「神分」の前には次の識語として、「本記云、沙門高辨從幼年昔修涅槃會、仍不辨其年數、遂成大會貴賤群
集於佛生會者、以講自今、年始修也、仍明日所修卒尔草也、于時元仁二年、四月七日^{未題}於楞伽山羅婆坊 高辨、永和四年

- 四月八日、一見之次卒尔寫之」と記されている。
- 74 「高祖御影供導師作法」（『醍醐寺文書』第二六八函三六号）奥書には、「右一帖、私之本故他見无之／者也、／享保十五年^庚三月廿一日／右、一冊者、成身院権僧正演春以私本写之、／寛延三^庚年三月／照範私記」とあり「私本」のやりとりをしている。
- 75 寛政四年（一七九二）四月七日付『佛生会會講式』や寛政七年（一七九五）十月十二日付『舍利講式』の識語には「故山務（澄翁）僧正御本」とある（『醍醐寺文書』第二一〇函一一号）。澄翁が山務であったことが分かる。
- 76 「澄翁授演静印可加行表白」の識語に「寛延三^庚年三月廿七日、妻宿日曜／松橋末資澄翁」（『醍醐寺文書』第二六〇函七九号）とある。
- 77 澄翁の活動については、五社講式の伽陀を写した『五社講伽陀』の識語に「享保十八年癸丑五月廿八日／以或本令書写畢、／金剛資澄翁」とあり、裏書に「御布施／金子 百疋」と記されていることから、澄翁がこの時期に五社講の伽陀諷誦を修したり、式文を写していたことがわかる（『醍醐寺文書』第二〇四函四五号）。このほか、延享元年（一七四四）三月二十九日写『清瀧講伽陀』の包紙裏書に「金子 百疋」とあり（『醍醐寺文書』第二〇四函四七号）、同年月の『清瀧講式』には実際に清瀧宮御旅中に両度諷誦した旨が奥書に記されており（『醍醐寺文書』第二一一函第一二号）、声明師として活動していた可能性が高い。
- 78 「醍醐寺新要録」巻第五「寶幢院」によると、上醍醐にあり「信教坊」とも称され、建曆から貞和までの間に叡尊から文海まで八代相伝されたという。組織の詳細は不明であるが、長祿三年（一四五九）三月二十三日付「僧隆僭田地寄進状」には、兵部卿法印隆僭が「宝幢院幢、余無縁間、為^レ修造興隆、奉^レ寄付^レ処也」として、「私相伝私領」の「炭山公文」の給田十石を寄進している（『醍醐寺文書之十三』三〇八〇号）。炭山公文職は代々相伝されており、公文職の相伝系図が残されている。公文職は「地下住人坊上総介」を先祖とする性阿弥以下が相伝し、応永二十九年（一四二二）から地下に公文代が定められた（寛正七年（一四六六）二月付重円「山城国炭山公文職相伝系図」「醍醐寺文書之九」二二一九号）。また、文明二年（一四七〇）二月九日付、民部卿僧都重円差出の讓状には、「宝幢院一字並御堂／相伝本尊・聖教 田地 地子 畠・雜具以下」を文僭律師に讓る旨が

- 記されている（「僧都重円坊舎等讓狀」「醍醐寺文書之四」六八六号）。「民部卿」は醍醐寺房官の公名である。藤井雅子「三宝院門跡と門徒—主に室町時代を中心に」（前掲注34論文）参照。
- 79 『大仁王會所用声明法則』（『醍醐寺文書』第二〇六函一二三三号）。奥書には、「寶曆十二^年歲正月日、／右之本紙者、山務僧正澄翁御自筆之本ヲ／以俄書写之畢、／權大僧都／照範」とある。
- 80 E本『五社講式』表紙には、外題下にも「貞治五年五月七日書了」と記されている。
- 81 橘悠太「南北朝における醍醐寺三宝院光濟と室町幕府」（前掲注67論文）参照。
- 82 小池勝也「鎌倉末期から南北朝期にかけての聖尊法親王の動向—三宝院流定濟方の分裂とその影響」（『鎌倉遺文研究』三七、二〇一六）参照。
- 83 森茂暁「足利義満と満濟」（前掲注36書）参照。
- 84 『満濟准后日記』応永二十四年正月二十四日条など。
- 85 『醍醐寺新要録』卷第二「山上清龍宮編」所収「文正遷座事」（二二一—二三二頁）参照。鎌倉時代から南北朝時代にかけて隆舜の弟子に同名の「民部卿法印」がいるが別人（『野沢血脈集』卷第二、真言宗全書刊行会、一九三四、三八九頁）。
- 86 「五社講伽陀」（『醍醐寺文書』第二〇四函四五号）。
- 87 「佛生會講式」（『醍醐寺文書』第二一四函一六号）、「讚三段^漢灌佛伽陀」（『醍醐寺文書』第一九七函五八号）。
- 88 松本「通海撰『清瀧権現講式』奥書の分析—梵舜筆写の意味と上醍醐との交流を中心に」（前掲注2論文）参照。神事に関わる上醍醐の人間関係は醍醐寺組織のなかに捉える必要がある。
- 89 「佛生會講式」（『醍醐寺文書』第二二二函二六号）。
- 90 たとえば、応永十一年（一四〇四）二月十六日付「山廻法度案」（『醍醐寺文書之一六』三六四〇号）末尾の起請部に「若此條々犯輩出来者、大日本国大小神祇、殊当山清瀧権現^{長敷}横尾天神、并両部諸尊、八大高祖、別者山神護法等、御（罰）於可蒙其身

- 者也」(傍線は引用者)と、清瀧権現と長尾天神の両所が醍醐寺の神明と認識されていたことがわかる。
- 91 建武五年二月六日付「伊勢曾祢庄公文橋範明起請文」(『醍醐寺文書之十三』二八六〇号)。また、「河内郡庄・志紀南北庄年貢公事注文案」(『醍醐寺文書之十三』二八七八号)のうち、弘安十年(二二八七)河内国郡庄預所、雑掌心蓮の日記には、「(九月)九日御節供此米錢ヲ以テ納所調進事、長尾・清瀧神供赤飯卅二坏、赤小土器ニ紙立ラシテ八嶋三坏酒三舁盛」之、寺内ニ進」之、菓子八種居高坏(座主/御分)」とある。
- 92 以下、漢字の意味については諸橋轍次『大漢和辞典』(大修館書店、一九八九〜一九九〇)を参照し、()に大漢和番号を示した。
- 93 西尾知己「南北朝期から室町期の東寺長者と三宝院門跡」(『室町期顕密寺院の研究』吉川弘文館、二〇一七)参照。
- 94 永村眞『中世醍醐寺の仏法と院家』(吉川弘文館、二〇二二)参照。
- 95 満済に至るまでの三宝院院主の動向は、小池勝也「南北朝末期の醍醐寺三宝院院主と理性院院主」(前掲注67論文)参照。
- 96 藤井雅子「三宝院門跡と門徒―主に室町時代を中心に」(前掲注34論文)参照。
- 97 村井康彦『武家文化と同朋衆』(三一書房、一九九一)、川嶋將生『洛中洛外の社会史』(思文閣出版、一九九九)参照。
- 98 永村眞「醍醐寺三宝院の法流と聖教」(『中世醍醐寺の仏法と院家』吉川弘文館、二〇二〇)参照。
- 99 佐藤亜莉華「三宝院門跡満済と報恩院隆源―法流相承をめぐって」(前掲注25論文)参照。
- 100 『義演准后日記』慶長三年五月十日条。
- 101 藤井恵介「三宝院の建築」(有賀祥隆他編『醍醐寺大観』第三卷、勉誠出版、二〇〇一)参照。藤井氏作成の「義演復興三宝院殿堂庭園完成予想図」には、「五社宮」と「拝殿」が記されている(九頁)。

